

番号	件名	主管部課
1	「第5次宇都宮市防犯対策推進計画」について	[市民まちづくり部] 生活安心課
2	「健康うつのみやプラン（宇都宮市第3次健康増進計画・第3次歯科口腔保健基本計画）」について	[保健福祉部] 健康増進課
3	「第2次宇都宮市自殺対策計画」について	[保健福祉部] 保健予防課
4	「第2次『宮っこ 子育て・子育て応援プラン』（後期計画）」について	[子ども部] 子ども政策課
5	「第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」について	[子ども部] 保育課
6	「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」について	[魅力創造部] スポーツ都市推進課

※ 上記件名を左クリックしていただくと、該当ページに遷移できます。
(後日、公表資料を市HPにおいて掲載)

番号	件名	主管部課
7	子宮がん検診におけるHPV検査の実施について	[保健福祉部] 健康増進課
8	予防接種アプリ開発に係る連携協定の締結について	[保健福祉部] 保健予防課
9	障がい者スポーツ推進に係る連携協定の締結について	[保健福祉部] 障がい福祉課
10	民間事業者との連携によるAIを活用した漏水検知ツールの技術開発について	[上下水道局] 水道管理課 配水管理センター
11	会計事務のDXについて	出納室 [理財部] 契約課

番号	件名	主管部課
12	令和6年度「DX実現に向けた取組事例集」について	[総合政策部] デジタル政策課
13	細谷・上戸祭地区における地域内交通の実証運行について	[総合政策部] 交通政策課
14	ふるさと納税を活用した災害代理寄附の導入について	[魅力創造部] 都市ブランド戦略課 [行政経営部] 危機管理課
15	景観形成重点地区等（鬼怒通り駅東口地区）の指定について	[都市整備部] 景観みどり課
16	「うつのみや グリーンマルシェ」の開催について	[経済部] 農林生産流通課

「第5次宇都宮市防犯対策推進計画」 について

市民まちづくり部 生活安心課

『現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる 安全な地域社会の実現』を目指して ～「第5次宇都宮市防犯対策推進計画」を策定～

SNS型投資・ロマンス詐欺や闇バイトなど犯罪手口が巧妙化・複雑化し様々な市民が犯罪にあう恐れがある状況や、JR宇都宮駅周辺や東武宇都宮駅周辺などにおいて犯罪が増加傾向にある状況、地域防犯を担う各種団体の高齢化や担い手不足などの課題を踏まえ、「一人ひとり」「地域」「生活環境」の防犯力を向上させ、犯罪の未然防止と市民の安心感向上を図るため、新たな計画を策定しました。

1 計画の特徴

(1) 「一人ひとり」の防犯力の向上

巧妙化・複雑化する犯罪の被害に遭わないため、市民「一人ひとり」の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯知識の普及により防犯活動の実践を促進する。

- 《主な事業》
- ・【新規】女性の被害防止に向けた防犯講習会の実施
 - ・【拡充】デジタルを活用した防犯講習会の実施
 - ・【拡充】重点抑止犯罪情報等の発信（SNS型投資・ロマンス詐欺、金属盗等）

(2) 「地域」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するため、地域、警察、事業者など、地域コミュニティの連携により、「地域」の防犯力の向上を図る。特に、地域防犯団体の活動減少や高齢化の状況に鑑み、地域の活動への支援とともに、個人・事業者等による防犯活動を促進させる。

- 《主な事業》
- ・【新規】通勤・通学、買い物など日常生活の中で、無理のない範囲で防犯の視点を持って見守り活動を行う「ながら見守り」の推進
 - ・【新規】ドライブレコーダー搭載車両による「ながら見守り」の推進
 - ・【拡充】自治会に対する防犯カメラ補助の拡充（既設カメラの更新）



(3) 「生活環境」の防犯力の向上

「市民一人ひとり」「地域」の取組に加え、ハード面の対策により、「生活環境」の防犯力の向上を図る。また、令和7年2月に新たに防犯対策重点地区に指定した「東武宇都宮駅周辺地区」を含め、特に防犯対策が必要な地域において、各種防犯対策を推進する。

- 《主な事業》
- ・【新規】「防犯カメラの見える化※」の推進

※ 民間の防犯カメラ周辺に「カメラ稼働中」等の表示を行い、犯罪の抑止・安心感向上につなげるもの

- ・【新規】環境浄化方策の推進（路上喫煙，道路の不法占用，騒音への対策等）



(4) 「犯罪被害者等支援対策」の充実

犯罪被害者等に関する理解促進に取り組むとともに、被害者等への途切れない支援の提供のため、庁内外の連携を図り「ワンストップサービス（機関内・多機関）※」の体制を構築する。

※ 被害者等のニーズに応じ、利用できる全ての制度・サービスを包括して漏れなく届けるとともに、利用する際の負担軽減に資することを目的に、国が市区町村に対し整備を求めるもの。市区町村には「機関内ワンストップサービス」の構築・運用とともに、県を中心とした複数機関で構成される「多機関ワンストップサービス」への参加が求められる。

- 《主な事業》
- ・ 【新規】ワンストップサービス体制の構築
 - ・ 【新規】犯罪被害者等見舞金の支給

(5) 「再犯防止対策」の充実

更生に向けた支援の充実や理解促進などにより「地域による包摂の推進※」に取り組んでいく。

※ 立ち直りを決意した人が地域社会の一員として、地域のセーフティネットに包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備するもの。地域住民に身近な地方公共団体の取組が重要であり、市区町村の役割として、「適切なサービスの提供」と、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる「地域社会づくり」が求められている。

- 《主な事業》
- ・ 【拡充】出前講座における啓発
 - ・ 自立支援の充実（重層的支援体制整備事業の活用等）

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 目標指標

成果指標		現状	目標値
1	人口千人当たりの刑法犯認知件数	6.2件 (令和5年)	5.7件 (令和10年)
2	防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができると感じる市民の割合	88.8% (令和6年度)	90.0%以上 (令和11年度)

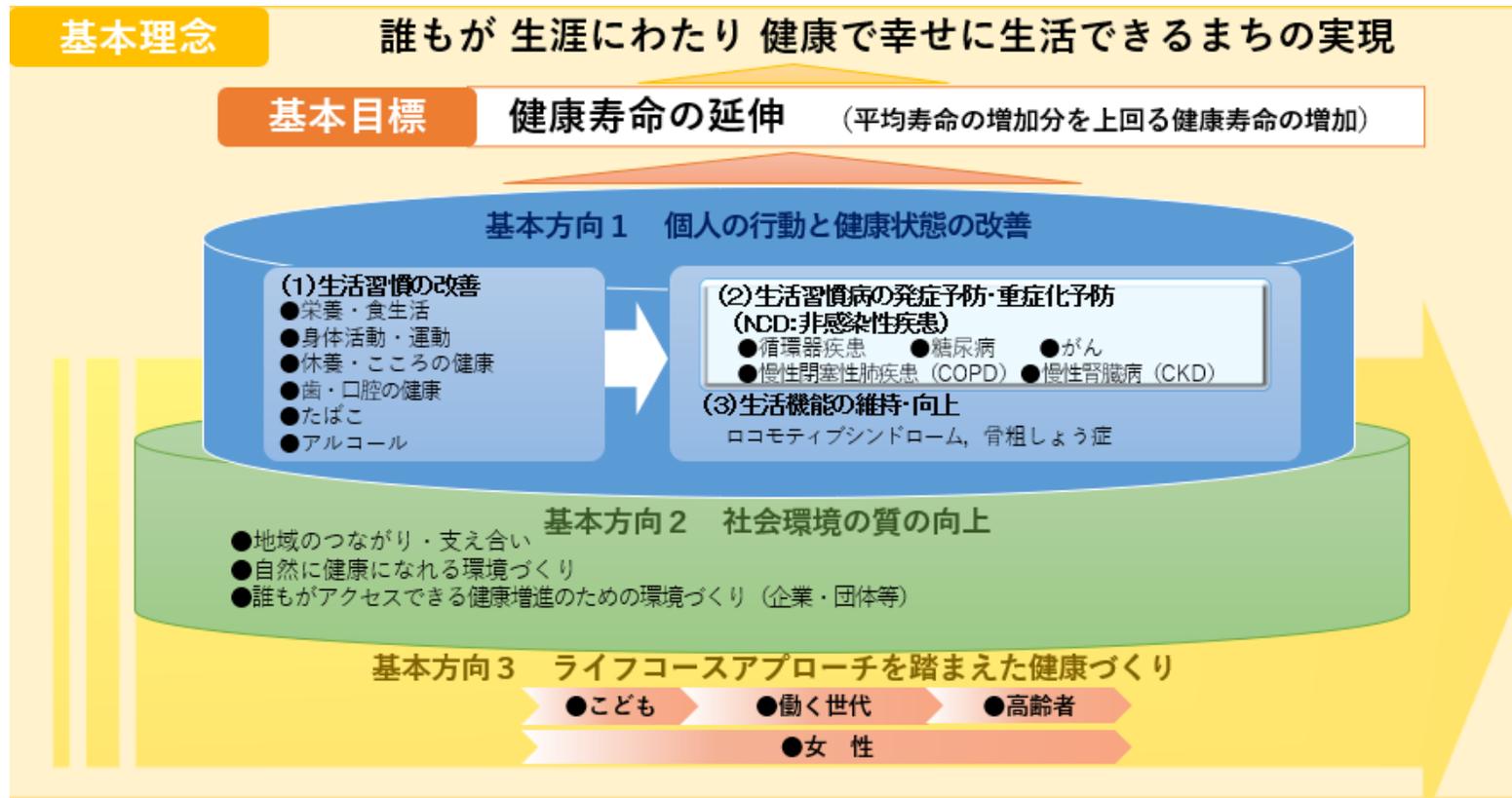
「健康うつのみやプラン（宇都宮市第3次健康増進計画・第3次歯科口腔保健基本計画）」 について

保健福祉部 健康増進課

『誰もが生涯にわたり健康で幸せに生活できるまちの実現』を目指して ～市民の健康づくりの指針である「健康うつのみやプラン」を策定！～

市民の健康を取り巻く環境が変化する中、市民が主体的に健康づくりに取り組むとともに、健康無関心層を含む全ての市民が健康づくりに取り組みやすい環境や仕組みが整えられているまちの実現を目指し、市民の健康づくりを総合的に推進するため、本市健康増進計画・歯科口腔保健基本計画を改定しました。

※今回の改定において、「市歯科口腔保健基本計画」を本計画に包含



1 計画の特徴

(1) 市民が健康づくりに取り組みやすい環境や仕組みづくり

地域、企業・団体等が連携しながら、健康に関心が薄い人や関心があっても取り組めない人を含め、「本人が意識せずとも無理なく健康な行動をとれるような環境の整備」や「デジタル技術等の活用により、個人が正しい健康情報を入手・活用できる環境の整備」などに取り組む。

《主な事業》

- ・ **【新規】** 減塩や野菜摂取促進など健康に配慮した食の普及に取り組む関連事業者と連携した取組の推進
- ・ **【新規】** ウォーカブルなまちづくりやスポーツ資源の活用など多様な行政分野の取組推進による環境づくり
- ・ **【新規】** PHR※（パーソナルヘルスレコード）やアプリ等のデジタル技術を活用した個人の特性に応じた健康づくりの推進
- ・ **【拡充】** アプリの活用などによるターゲットに応じた的確な手法による情報発信
- ・ **【拡充】** 地域保健と職域保健との連携による職場における健康づくりの支援

※PHR：生涯にわたって個人の健康や医療に関するデータを管理し、本人の意思に基づき活用する仕組み

(2) ライフコースアプローチの観点を踏まえた健康づくり

胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えたライフコースアプローチの観点を取り入れ、人生の各段階における特性や健康課題を捉えた健康づくりを推進

《主な事業》

こども

- ・ **【新規】** 体力向上に向けた取組の推進
- ・ **【拡充】** 子どもが安心して遊ぶことができる場の充実

【新】 働く世代

- ・ **【新規】** 就労者のためのストレスマネジメントの講座等によるこころの健康づくりの推進
- ・ **【拡充】** 企業や民間団体等と連携・協働による心と体の健康づくり活動の展開

高齢者

- ・ **【新規】** ロコモティブシンドローム※1やフレイル・オーラルフレイル※2予防の推進
- ・ **【新規】** 認知症に関する正しい知識の普及啓発とデジタルを活用した予防の推進

【新】 女性

- ・ **【新規】** 30歳・35歳女性への子宮がん検診におけるHPV※3検査の実施
- ・ **【新規】** 妊娠・出産に関する正しい知識や、将来の妊娠・健康を考えた自身の健康管理に関する若い世代への普及啓発
- ・ **【新規】** フェムテック※4製品等の活用などによる企業における仕事と健康の両立支援

※1 ロコモティブシンドローム：運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態

※2 フレイル：健康状態と要介護状態との間にある虚弱状態 オーラルフレイル：噛めない、飲み込めない、むせるなど口腔機能の低下症状が多くみられる状態

※3 HPV：ヒトパピローマウイルス。性交渉により感染し、長期間の感染が継続すると、子宮頸がんの発症の主な要因となる。

※4 フェムテック：女性特有の健康課題をテクノロジーの力で解決するための製品・サービス

(3) 歯・口腔分野と生活習慣分野の一体的推進

健康寿命の延伸に向けた生涯にわたる健康づくりにおいて、歯周病などの歯科疾患が、糖尿病や循環器疾患等の生活習慣病の発症や悪化など全身の健康状態に影響することをより重視し、歯・口腔の健康分野と、生活習慣病の関連分野の施策を一体的に推進することで、相乗効果と推進力を高めるため、歯科口腔保健基本計画を包含する。

《主な事業》

- ・ **【拡充】** 歯周病と全身疾患の関連性など、全身と歯・口腔の健康の重要性に関する普及啓発
- ・ **【拡充】** 糖尿病予防事業と連携した歯周病予防の啓発
- ・ **【拡充】** 健康ポイント事業における健診種別毎のポイント付与（健康診断、がん検診、歯科健診）

2 計画期間

令和7年度から令和17年度までの11年間

3 目標指標

(1) 基本目標：『健康寿命の延伸（平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加）』

	現 状				目 標 (R17)
	健康寿命 (R元)	健康寿命の増加 (対H22)	平均寿命の増加 (対H22)	平均寿命と健康寿命の 増加分の差 (対H22)	
男性	80.01年	+1.54年	+1.68年	▲0.14	平均寿命の増加分<健康寿命の増加分
女性	84.15年	+0.99年	+1.22年	▲0.23	

※現状については令和6年度の第2次計画最終評価時に使用した直近値（令和元年）

(2) 分野ごとの主な重点目標

基本方向	主な重点目標項目（指標）	現況値	目標値 (R16)	基本方向	主な重点目標項目（指標）	現況値	目標値 (R16)
【基本方向1】 個人の行動と健康状態の改善	主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる人（20～30歳代）の増加	26.5%	60% (R8)	【基本方向2】 社会環境の質の向上	自然に健康になれる食環境づくり協力店数の増加【新】	63店	80店 (R8)
	日常生活における歩数の増加	20～64歳男性 7,051歩	8,000歩		公共交通の年間利用者数の増加【新】	2,788万人	3,400万人 (R10)
		20～64歳女性 5,689歩	7,000歩		健康づくりに関する取組を行っている事業所の増加	79.4%	100%
	4mm以上の歯周ポケットのある人の減少 (30歳【新】、40歳、50歳、60歳)	30歳：50.3%	33%	【基本方向3】 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	小学生肥満傾向児の減少（小6）	13.7%	5% (R9)
		40歳：47.9%	50%		1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上継続している人の増加（18～64歳）	男性 26.5%	30%
50歳：52.4%		48%	女性 16.8%		30%		
60歳：18.0%		11%	低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者（65歳以上）の減少		18.0%	17%	
特定健康診査（市国保）のメタボ該当者の減少	18.0%	11%	骨粗しょう症検診の受診率の向上（女性）【新】		11.8%	18%	

「第2次宇都宮市自殺対策計画」 について

保健福祉部 保健予防課

気づき 寄り添い 心を支える ～第2次宇都宮市自殺対策計画を策定～

誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、市民一人ひとりがこころの健康づくりを行い、自殺リスクの高い人に気づき、相談支援に繋げるとともに、自殺のハイリスク者である自殺未遂者への対策を充実させるため、総合的な自殺対策を推進する「第2次宇都宮市自殺対策計画」を策定しました。

1 計画の特徴

(1) 普及啓発、早期発見、早期支援の三つの段階に基づく自殺対策

自殺者の減少に向け、自殺を防ぐための知識を普及啓発し、自殺リスクの高い人に気づき、早期に相談支援を図るという考えを基に自殺対策を推進する。

《主な事業》

- ・ 【拡充】 事業所向けこころの健康づくり研修会の開催
- ・ 【拡充】 ゲートキーパー研修会の実施
- ・ 【拡充】 こころの健康相談の実施



(2) 自殺未遂者への対策の充実

自殺のハイリスク者である自殺未遂者への対策として新たに自殺未遂者を支援する仕組みづくりを構築し、自殺未遂者の再企図を防ぐ。

《主な事業》

- ・ **【新規】自殺未遂者支援連携部会の開催**
- ・ **【拡充】宇都宮市自殺対策ネットワーク会議における検討事例の充実化**

(3) 幅広い分野における総合的な自殺対策の推進

自殺者の多い中高年層への取り組みだけでなく、女性や若者に向けた総合的な自殺対策を進めるために、庁内各課における関連事業を推進し、綿密な連携を図りながら市全体で自殺対策を推進する。

《主な事業》

- ・ つながりサポート女性支援事業
- ・ スクールカウンセラーの配置
- ・ 包括的相談支援事業
(保健と福祉のまると相談窓口「エールU」) の実施



2 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

3 目標指標

数値目標

本市の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年の15.8から30%減少させ11.0とすることを目標とする。（参考 令和4年度自殺死亡率14.9）

基本施策	指標と目標値
<p>基本施策 1 こころの健康づくりを推進</p>	<p>指標 「こころの健康に関する健康教育」の受講者数 現状値 R5年度実績 1,029人/年 目標値 2028（R10）年度目標値<u>1,800人/年</u></p>
<p>基本施策 2 自殺の危険性が高い人を早期発見する環境づくり</p>	<p>指標 「ゲートキーパー研修会」の受講者数 現状値 R5年度実績 延4,030人 目標値 2028（R10）年度目標値計<u>延7,000人</u></p>
<p>基本施策 3 様々な問題を抱える方への相談支援の充実</p>	<p>指標 「こころの健康相談」相談件数 現状値 R5年度実績 7,141件/年 目標値 2028（R10）年度目標値<u>7,500件/年</u></p>

「第2次『宮っこ 子育て・子育て応援プラン』 (後期計画)」について

子ども部 子ども政策課

「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の具現化に向けて 第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」（後期計画）を策定

すべての子どもたちが夢や希望を持って心身ともに健全に成長できる環境や、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができる社会を、家庭、学校、地域、企業、行政が一体となって実現するため、後期計画を策定しました。

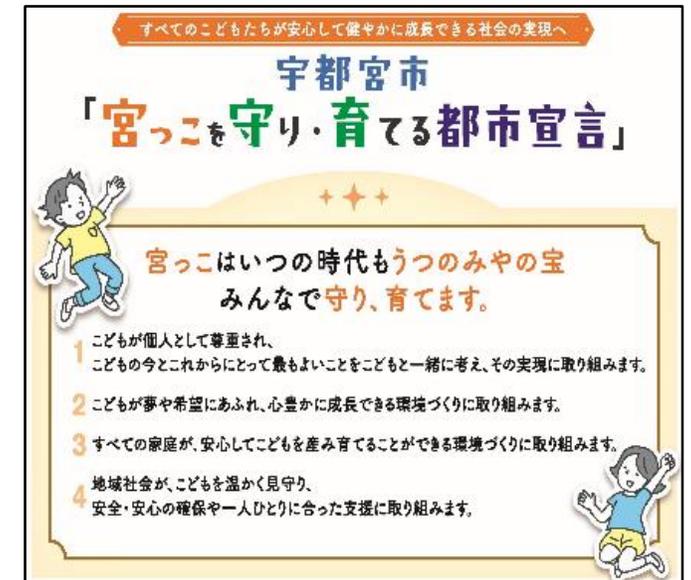
1 計画の特徴

(1) 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の理念の実現

- ・ 子どもの権利を保障するとともに、地域社会全体で子どもや子育て世帯を支援します。

《主な事業》

- ・ 【継続】子どもの権利についての普及・啓発
- ・ 【新規】日常生活の中で地域における見守りを強化し、犯罪の未然防止を図る「ながら見守り活動」の推進
- ・ 【拡充】ファミリーサポートセンター事業（利用対象者の拡充） など



(2) 子ども・若者からの意見の反映

- 意見交換等により，子どもの意見表明の機会を確保するとともに，それを市政に反映します。

《主な事業》

- 【新規】イノベーションmiyaユース会議事業
- 【新規】全天候型子どもの活動の場の充実 など



▲ イノベーションmiyaユース会議

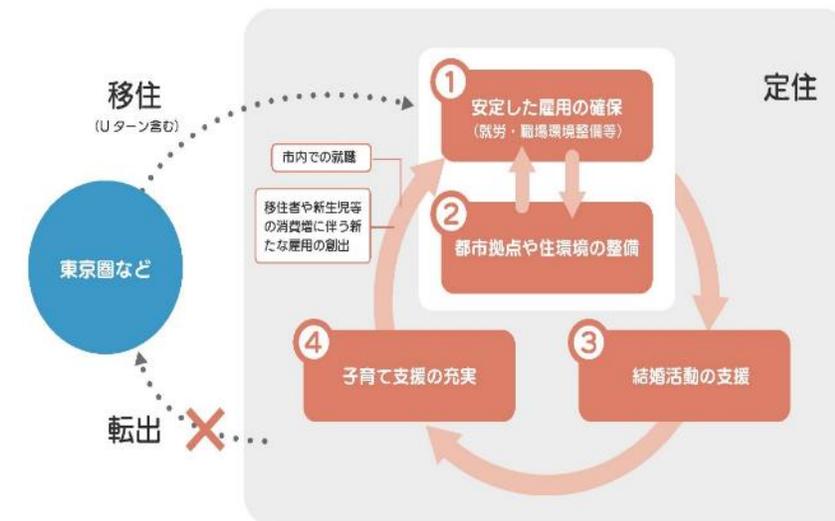
(3) 子ども施策全般に係る課題への対応

● 少子化対策の推進

- ① 安定した雇用の確保， ② 都市拠点や住環境の整備， ③ 結婚活動の支援， ④ 子育て支援の充実の4つの視点に基づいた支援の充実を図ります。

《主な事業》

- ① 【継続】就職セミナーの開催
【継続】キャリア相談の開催
- ② 【新規】宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金
【継続】宇都宮市若年夫婦，子育て世帯及び新卒採用者等家賃補助金
- ③ 【新規】結婚新生活支援事業
【拡充】とちぎ結婚支援センター運営支援
- ④ 【新規】学校，保育所等給食費支援
【新規】子育てタクシー導入促進事業 など



▲4つの視点に基づく少子化対策が生み出す好循環

(3) 子ども施策全般に係る課題への対応

● 子どもの貧困対策の推進

「経済的貧困」と「関係性の貧困」の解消に取り組みます。

《主な事業》

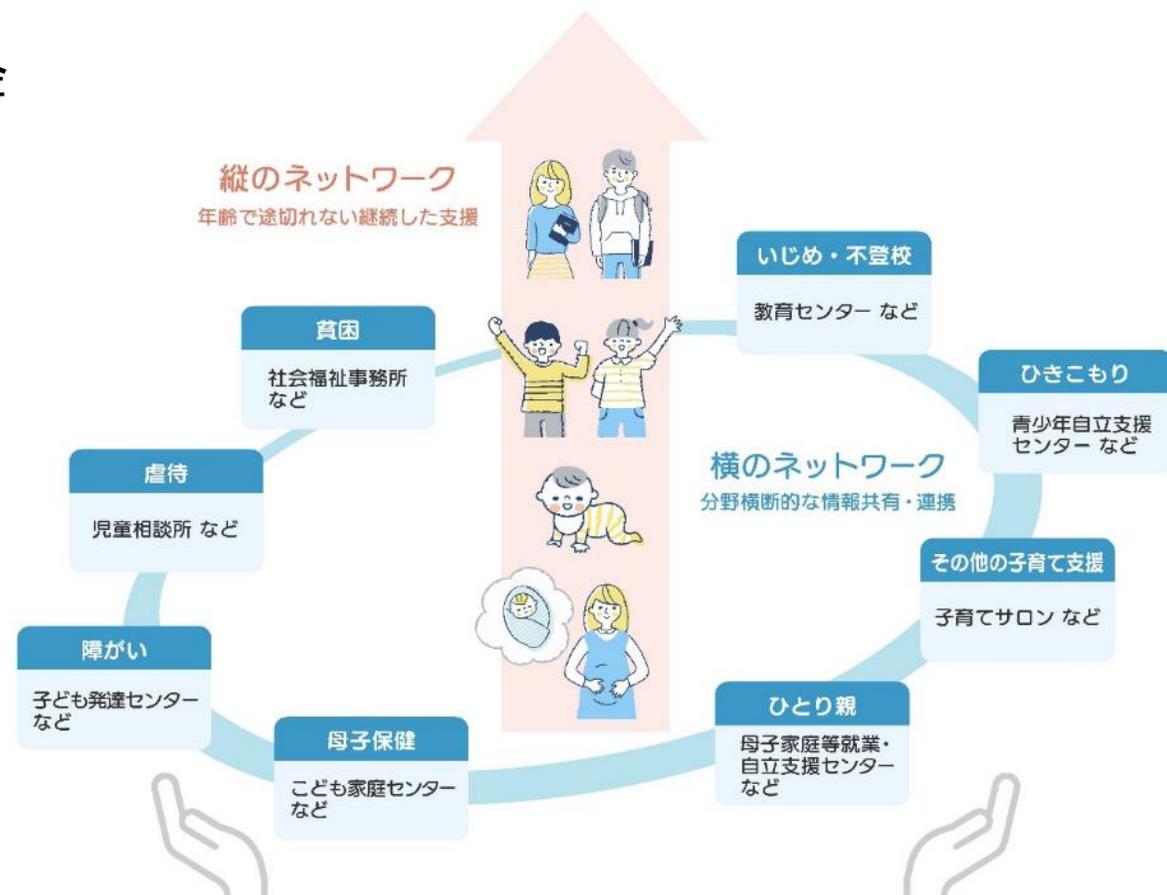
- ・【新規】大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金
- ・【新規】職業体験事業「宮っこトライ」
- ・【継続】子どもの居場所づくり事業 など

● 地域における包括的な支援体制の構築・強化

あらゆる支援機関の密接な情報共有・連携（横のネットワーク）と、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（縦のネットワーク）による「包括的な支援」を構築・強化します。

《主な事業》

- ・【新規】こども家庭センター
- ・【新規】児童相談所の設置準備
- ・【継続】発達支援ネットワーク推進事業 など



▲ 縦と横のネットワークによる包括的な支援

2 計画期間（後期計画）

令和7年度～令和11年度までの5年間

3 目標指標

- 令和5年に施行された「こども基本法」に基づく「こども計画」であることを踏まえ、「子ども視点」の目標指標を追加
- 子育て家庭を総合的に支える計画であることを鑑み、「子育て視点」の目標指標を追加

○ 子どもの視点

No.	目標指標	基準値	目標値	区分
1	「自分の将来に夢や希望を持っている」と思う子どもの割合	75.3%	100.0%	新規
2	「周りの大人は自分を見守り、支えてくれている」と思う子どもの割合	74.9%	100.0%	新規
3	「自分の意見や思いを周りの大人に伝えられている」と思うこどもの割合	69.2%	100.0%	新規

○ 若者・大人の視点（妊娠・出産・子育て）

No.	目標指標	基準値	目標値	区分
4	希望出生率	1.49	1.72以上	継続
5	宇都宮市で子育てをしていきたいと思う親の割合	96.5%	100.0%	新規



「第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」 について

子ども部 保育課

これまで以上に子育てしやすいまちづくりを進めるため、 『全ての家庭が安心して子どもを産み育てられるまち 宇都宮』を実現します

少子化トレンドの反転に向け、これまで以上に子育てしやすいまちとしていくため、第2期計画に基づく取組の結果による、令和4年度以降の年間を通じた待機児童ゼロの継続は元より、令和8年度に新たに始まる「こども誰でも通園制度」などを含め、多様なニーズに対応できる体制を確保していくことを目的に、第3期計画を策定しました。

第2次宮っこ 子育て 子育て応援プラン（R2年度～R11年度）

第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画（R7年度～R11年度）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み（利用状況+利用希望）」と「確保方策（確保の内容+実施時期）」を明記

（計画的な整備）

子どものための教育・保育給付

- ・施設型・地域型保育給付（保育所、認定こども園等）
- ・こども誰でも通園制度（R8年度～）

地域子ども・子育て支援事業

- ・こども誰でも通園制度プレ事業、延長保育事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ 等

1 計画の特徴

(1) 年間を通じた待機児童ゼロの継続 ～保育所・認定こども園等の受け皿の確保～

駅周辺における自動車を利用しない世帯の保育ニーズや、発達に支援を要する児童の入所など、多様なニーズへの対応を含め、引き続き、保育所等を利用したい全ての家庭が保育所等を利用できる体制を確保する。

《主な事業》

- ・ JR宇都宮駅周辺における送迎保育ステーション事業の実施
- ・ 保育所等における、看護師や、支援が必要な児童のケアやサポートを行う保育士の配置の促進
- ・ 支援が必要な児童の受入を行う保育所への、施設改修費や専門研修実施に係る費用の補助

(2) 全ての子育て家庭に対する支援の強化 ～孤立化の防止や育児負担軽減の推進～

親が働いていなくても、生後6か月から満3歳未満の児童を月一定時間、保育所等が利用できる「こども誰でも通園制度」の令和8年度からの本格実施に向けた実施体制を確保していく。

《主な事業》

- ・ 【新規】こども誰でも通園制度プレ事業の実施

(3) 保育の質の確保・向上 ～「人づくり」と環境整備の推進～

担い手となる保育士が、キャリア形成やスキル向上に向け、高い意欲を持って就労できる環境を整えるとともに、各種研修などの取組や、保育所における児童の安全確保に向けた取組を計画的に推進していくことにより、これまで以上に質が高く、安心できる保育を提供する。

《主な事業》

- ・ 【新規】 保育所等におけるノンコンタクトタイム（勤務時間のうち、保育者が園児と関わらず、日誌の作成や保護者対応などの業務に注力できる時間）の確保に向けた支援
- ・ 【新規】 保育所等における児童の性被害防止対策の推進
- ・ 公開保育・各種研修会の実施、保育所等の老朽化対策の推進

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の目標

指 標	目 標	
年間を通した待機児童の数	現状値 (R5) 0人	 目標値 (R11) 0人

「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」 について

魅力創造部 スポーツ都市推進課

『スポーツのまちうつのみや』の実現を目指して

～スポーツの新たな価値を活用したまちづくりと生涯スポーツの更なる推進を図る計画を策定！～

健康寿命の延伸や地域の活性化など、少子高齢化や人々のライフスタイルの変化に伴う社会課題に対し、本市が有するスポーツ資源を多面的に活用し、課題解決や魅力創造、経済の活性化等に取り組むとともに、「する」「みる」「ささえる」スポーツ機会の更なる充実など、市民のウェルビーイングの向上を図るため、スポーツに関する施策・事業を総合的に推進し、「スポーツのまちうつのみや」の実現を目指す新たな推進計画を策定しました。

1 計画の特徴

(1) 新たな基本理念の設定 ～スポーツが持つ多面的価値を最大限活用したまちづくり～

これまでの「ひとり1スポーツ」の推進に加え、スポーツを通じた地域活性化や様々な社会課題の解決など、「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」が発揮された状態を基本理念として掲げ、「スポーツのまちうつのみや」の実現を目指すことを明示した。

基本理念

Sports in Life UTSUNOMIYA

～スポーツを通して みんなが 輝き つながる 魅力的なまち～

スポーツが有する効果や価値を最大限高め、スポーツを生活の一部として感じられるまちづくりを目指す。

(2) スポーツの新たな価値を創出する取組の充実

～スポーツの多面的な有用性の向上と活用に取り組み、市民のウェルビーイングを向上～

「スポーツのまちうつのみや」の実現に向けた新たな取組として、産学官が連携し新たなサービスを創出するプラットフォームの設立など、スポーツの力と可能性を本市の課題解決や魅力創造、経済の活性化等に活用し、市民のウェルビーイングを向上する取組の充実を図る内容とした。

《主な事業》

- ・〔新規〕 「(仮称)みやSOIP※」の運営・事業創出
- ・〔新規〕 スポーツツーリズム推進事業 等

※ スポーツオープンイノベーションプラットフォームの略
企業や大学等と連携したスポーツに関する事業創出等を行う組織体

(3) スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の更なる充実

～すべての市民が身近な地域でスポーツに親しめる機会を創出～

- ・ スポーツ実施頻度の少ない年代へのアプローチや指導者の確保・育成など、ライフステージに応じた取組の創出・強化を図ることで、スポーツ参加機会を確保し、地域共生社会の実現に寄与することを明示した。
- ・ 多様化するスポーツ施設へのニーズに対応し、子どもから高齢者まで、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる施設の整備や、市民がスポーツの楽しさを知るきっかけとして、トップレベルのスポーツを見て、触れる機会の創出を図るなど、本市のスポーツ資源を最大限活用する内容とした。

《主な事業》

- ・〔新規〕 地域クラブ育成事業（部活動地域移行）の実施
- ・〔拡充〕 プロスポーツ公式戦の開催誘致 等

「第2次宇都宮市スポーツ推進計画」について

2 計画期間

令和7年度から令和16年度まで（10年間）

3 目標指標

施策の柱	成果指標	現状値(R5)	目標値(R16)
1 ライフステージ等に応じた スポーツへの参加機会の確保	20歳以上の市民の週1回以上の スポーツ活動実施率	49.8%	▶ <u>75%</u>
	「休み時間や放課後、休日などに自分から進んで 運動している」児童生徒の割合	70.2%	▶ <u>75%</u>
2 市民のつながりの創出に向けた スポーツ活動環境の充実	スポーツ施設利用満足度	95.8%	▶ <u>100%</u>
	年に1回以上会場でプロスポーツを 観戦したことがある市民の割合	19.6%	▶ <u>50%</u>
	総合型地域スポーツクラブの 全市域カバー率	28%	▶ <u>100%</u>
3 スポーツを活用した 地域活性化・魅力創造	本市の魅力向上にスポーツが 活用されていると感じている市民の割合	—	▶ <u>100%</u>

子宮がん検診におけるHPV検査の実施について

保健福祉部 健康増進課

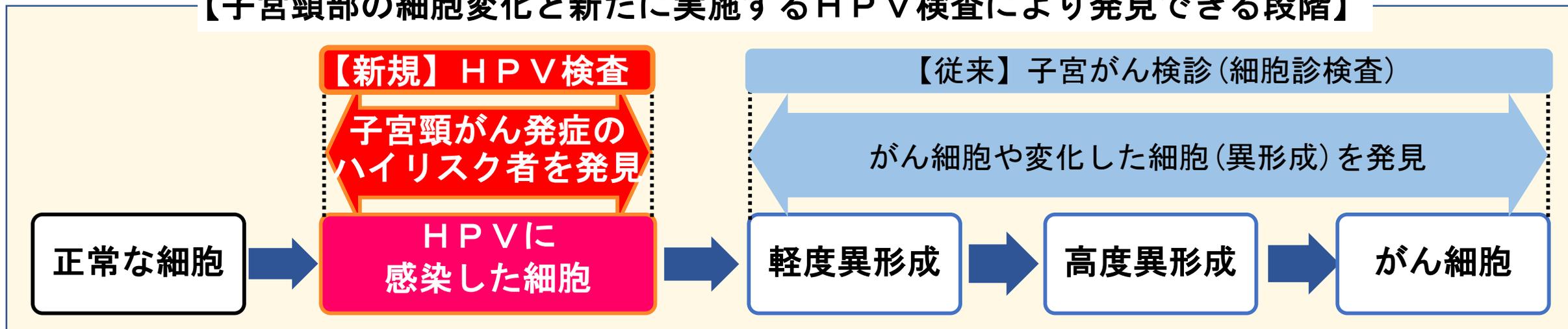
子宮がん検診におけるHPV検査の実施について

30歳と35歳の女性に対し、HPV検査を上乗せして実施します！

令和7年5月より、女性の健康づくりの更なる推進を図るため、子宮頸がんの罹患者が急激に増加する30代後半を迎える前の30歳と35歳の女性に対し、これまでの子宮がん検診に加え、がん発症リスクが高いHPV感染者を把握できるHPV検査を新たに上乗せして実施します。

また、多くの対象者に受診いただけるよう、検診の自己負担額を無償化します。

【子宮頸部の細胞変化と新たに実施するHPV検査により発見できる段階】



※ 「子宮頸がん」とは

- ・ 子宮頸がんのほとんどがHPV感染（性感染症）が原因
- ・ HPV感染後、ごく稀に数年から数十年かけて細胞が変化し、がん化する
- ・ HPV感染に対する治療法はなく、医療機関で細胞の変化の経過観察が必要

子宮がん検診におけるHPV検査の実施について

1 対象者

30歳と35歳の女性 約5,100人（年間）

2 自己負担額

無料 ※ 実施に係る費用については、3月定例会に令和7年度当初予算案を提出

3 検診開始日

令和7年5月1日

4 受診場所

- ・ 保健センターや地区市民センター等で受診する「集団検診」
- ・ 市内の指定医療機関で受診する「個別検診」

5 周知方法

令和7年2月下旬

4月

- ・ 市ホームページ，公式SNSへの掲載
- ・ 連携協定締結の保険会社や市内スーパーマーケット等と連携して実施
- ・ 対象者への「受診券（無料券）」の送付
- ・ 広報紙，「健康づくりのしおり」への掲載



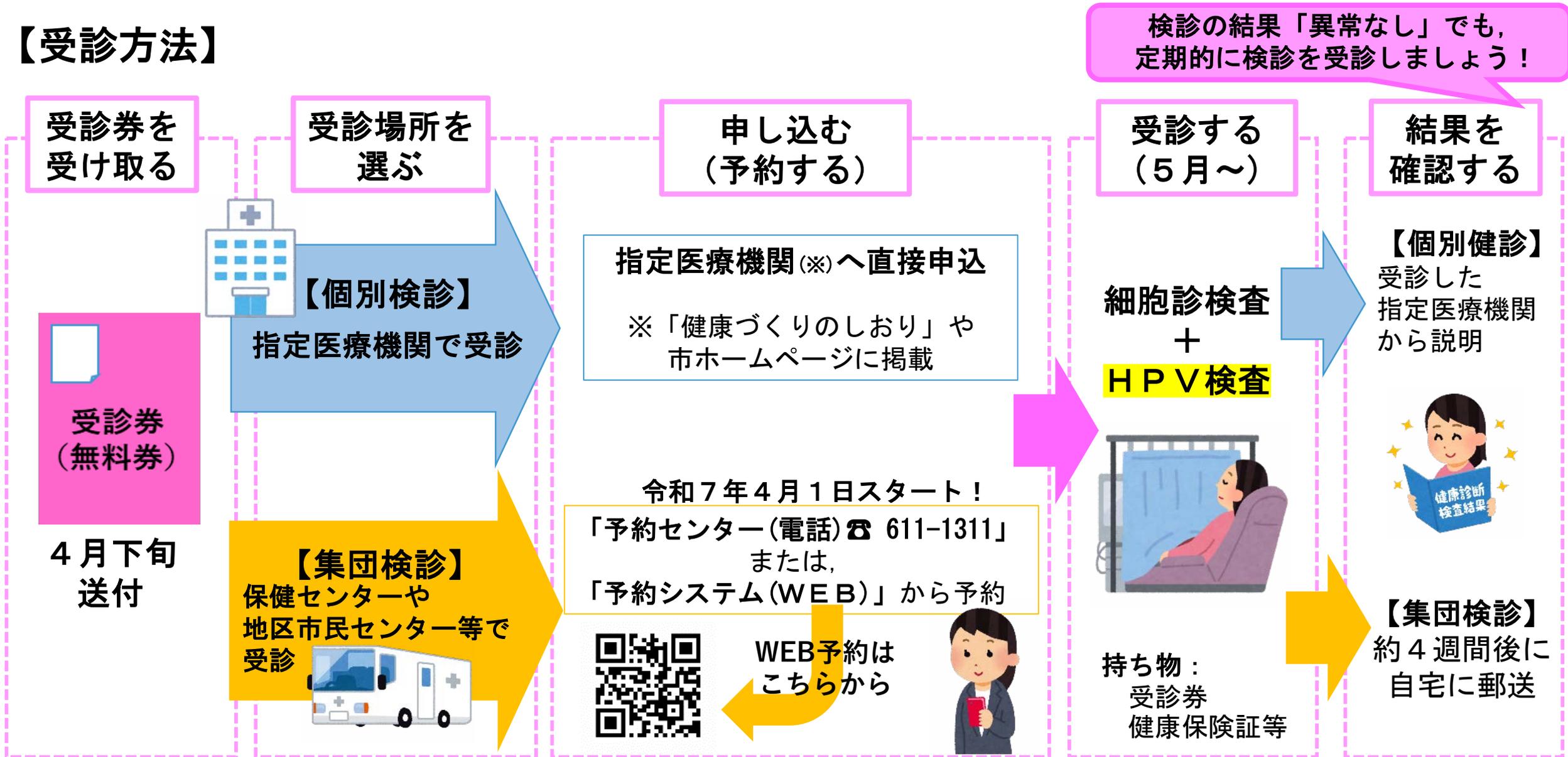
少子化対策
 女性の活躍促進
 にもつながるよ！

6 実施効果

子宮頸がんの更なる早期発見・早期治療および死亡者数の減少

子宮がん検診におけるHPV検査の実施について

【受診方法】



予防接種アプリ開発に係る連携協定の締結について

～株式会社ミラボと連携協定を締結～

保健福祉部 保健予防課

誰もが使いやすい予防接種アプリの開発のため、株式会社ミラボと連携協定を締結します。

予防接種における市民の利便性向上や医療機関等の事務効率化を図るため、これまで紙で行われてきた手続きが、将来的にすべてデジタル化されます。

本市では、デジタル化に向け、株式会社ミラボと連携し、誰もが使いやすく、利便性・視認性の高い予防接種アプリの開発と効果を検証する実証事業を行い、市民の更なる利便性向上を図ります。

宇都宮市 X ミラボ ● milabo

～ 誰もが使いやすい予防接種アプリの開発 ～



予防接種アプリ開発に係る連携協定の締結について

1 連携・協力事項

- ・ 誰もが使いやすく、予診票の作成をオンラインで行うことができる「予防接種アプリ（デジタル予診票）」の開発に関すること。
- ・ 「予防接種アプリ（デジタル予診票）」の開発において、実務を通し、効果を検証する実証事業に関すること。

宇都宮市：システム開発に係る協力・提案，実証事業に参加する医療機関や対象者の募集等

株式会社ミラボ：システムの開発・管理・運用・保守，課題のヒアリング等

【株式会社ミラボの概要】

本 社 東京都千代田区神田駿河台4-1-2 ステラお茶の水ビル 8 F

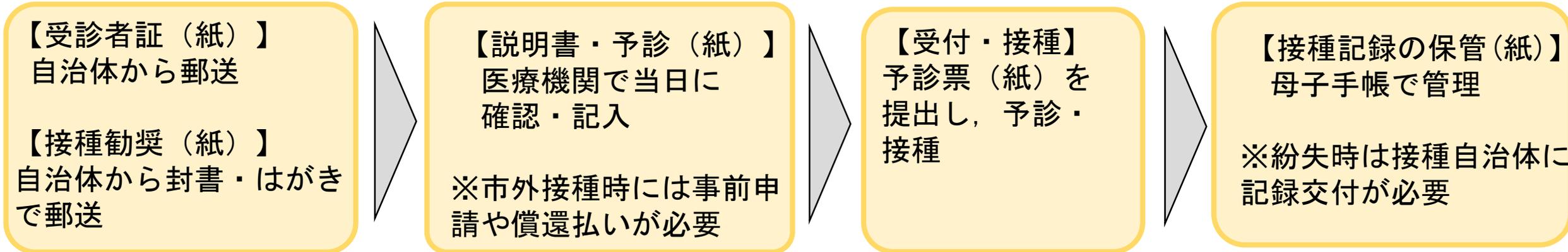
設 立 2013年12月

事業内容 子育てコンテンツ事業，フォームデザイン事業，自治体向けソリューション事業
(コロナワクチン接種記録システムVRS開発)

※ 現在，国で行っている予防接種事務のデジタル化に係る実証事業への参加企業

予防接種アプリ開発に係る連携協定の締結について

2 デジタル化のイメージ



デジタル化（アプリ導入）

きめ細やかな接種勧奨が可能

いつでもどこでも入力が可能に

当日の受付から接種までがスムーズに

【受診者証（アプリ）】
マイナンバーカードで受信。郵送は終了

【接種勧奨（アプリ）】
アプリで通知。郵送は終了



【説明書・予診（アプリ）】
事前にアプリで確認し、アプリ内で予診票を入力

※市外接種時も事前申請や償還払い不要



【受付・接種】
マイナンバーカードで受付後、予診・接種



【接種記録の保管（アプリ）】
アプリから接種記録を確認可能



予防接種アプリ開発に係る連携協定の締結について

3 期間

協定締結日から所定の目的が達成されるまで。

4 連携協定締結式について

【日時】 令和7年2月28日（金） 15：10～15：35

【場所】 市役所3階 特別会議室

【出席者】 株式会社ミラボ 代表取締役 谷川 一也 氏
宇都宮市 市長 佐藤 栄一

宇都宮市
Utsunomiya City



 milabo

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月～ 8月 予防接種アプリの開発連携

9月～12月 市内医療機関において実証事業（子どもの予防接種）

令和8年1月～ 3月 アンケートの実施，結果検証

※ 検証結果を踏まえ，更なる予防接種アプリの改善，高齢者の予防接種において実証事業の継続を検討

障がい者スポーツ推進に係る 連携協定の締結について

～ 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会と連携協定を締結 ～

保健福祉部 障がい福祉課

障がい者スポーツ推進に係る連携協定の締結について

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会と連携し、
卓球を通して障がい者スポーツのさらなる推進を図ります！

全国5例目、
中核市・県内初

障がい者のスポーツ参加や障がいへの理解をより一層推進するため、「一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会」と連携協定を締結し、卓球を通じた障がい者のスポーツ促進と競技参加者の増加、参加者同士の交流など、障がい者のスポーツ活動の普及と障がいスポーツの理解促進を図ります。より多くの市民にパラ卓球を知っていただくため、3月に「パラ卓球体験イベント」を開催し、4月からは、定期的な「パラ卓球教室」を協働で開催します。

【相手方】 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会

【期 間】 令和7年2月21日 ~ 令和8年3月31日
※期間中に効果検証を行い、協定継続について検討します。



パラ卓球

JPTTA

(1) 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会との連携内容

車いすでも利用できる
練習備品の提供

サン・アビリティーズで「パラ卓球体験イベント」と「パラ卓球教室」を開催

プログラム	内 容
パラ卓球体験イベント (令和7年3月26日予定)	障がい者と健常者を対象としたパラ卓球体験会を開催。体験会の実施により障がい者のスポーツ促進と障がい者スポーツの理解促進を図る。
パラ卓球教室 (令和7年度)	障がい者と健常者を対象とした、卓球を初歩から学ぶ「パラ卓球教室」を年12回開催

【参考】一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会による支援

- ・ 練習備品の貸与 (ユニバーサル卓球台, 競技用車いす, ラケット, 卓球ボール等)
- ・ 指導者選定と講師費用の支援



(2) 連携協定締結式

【日 時】 令和7年2月28日（金）午後2時45分～3時5分
【場 所】 宇都宮市役所3階 第一応接室
【出席者】 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会
ハイパフォーマンス ディレクター 宮崎 義仁 氏
宇都宮市 市長 佐藤 栄一

【参考】一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会の概要

所在地 東京都港区赤坂一丁目2-2 日本財団ビル4階
事業内容 選手の強化体制づくり, 卓球の環境づくり, 卓球の普及啓発,
卓球施設のバリアフリー化の推進



民間事業者との連携によるAIを活用した 漏水検知ツールの技術開発について

上下水道局 水道管理課 配水管理センター

A I を活用した漏水音特定の技術の開発により，漏水箇所の早期発見を目指します。

水道管路の漏水調査（音聴）は，技術者の経験に基づく技能に頼っていますが，この度，誰でも漏水箇所を特定できるA I を活用した技術を構築するため，wave log y株式会社及びKDDI株式会社と連携協定を締結し，3月1日から開発のための実験を開始します。

新たに構築する技術開発は全国に先駆けた取組であり，漏水箇所の早期発見や，速やかな修繕が期待できることから，安全・安心なライフラインの確保に向け，取組を進めてまいります。

1 事業の全体像

現在の漏水調査



今回の技術開発の範囲

データ収集・蓄積

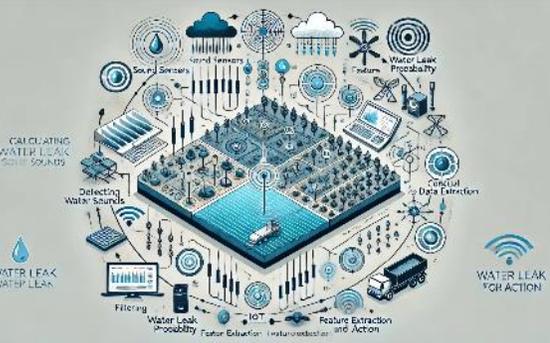
漏水音データ

漏水調査業務委託
 調査時の漏水音をICレコーダに記録
 直接現場で収集するデータ

水道管路データ

本市の配水管や漏水履歴等の独自データ
 (管種，布設年度，漏水修繕データ，水圧データ)
 これまで本市が積み重ねてきた記録等

A I による漏水音解析

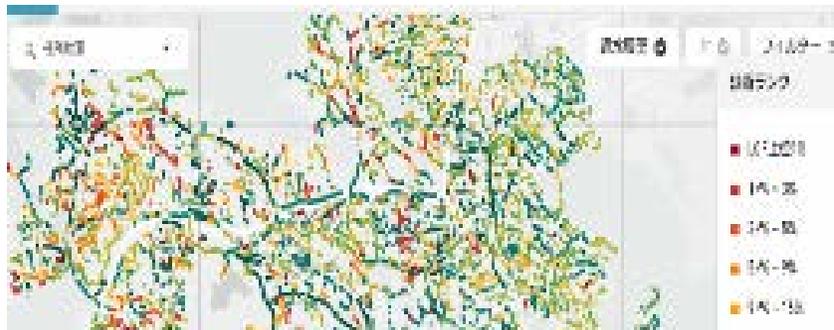
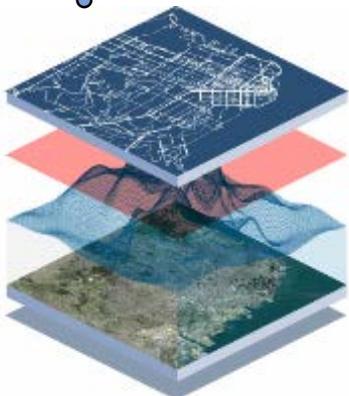


漏水判定・可視化

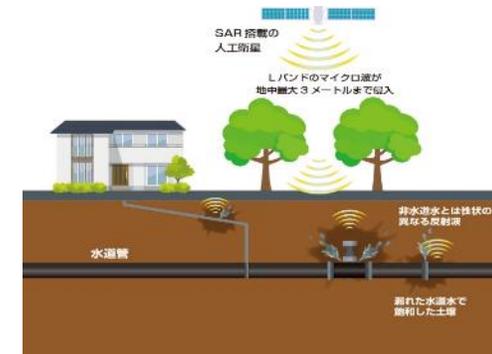


本市で現在活用中の漏水調査に伴うデジタル技術

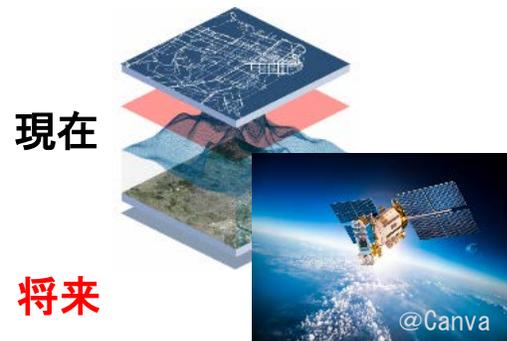
①AI水道管路劣化予測診断に基づく漏水調査



②人工衛星を活用した漏水解析に基づく漏水調査



- デジタル技術の活用により漏水箇所の絞り込みに効果を上げているものの、漏水箇所の特定は技能者の音聴調査により実施しています。これは、車両通行音などの環境要因により音が混在し、漏水音の判別が難しいことや土壌の違いにより、音の伝わり方が異なることなどから、これまで機械的な解析は困難であるとされてきました。
- 今回の開発実験では、多数の漏水音データをAIに学習させることにより、漏水音の特定をデジタル技術で構築するものであります。



劣化予測診断による絞り込み(路線毎診断)

人工衛星による絞り込み(半径100m)

劣化予測診断+人工衛星による絞り込み
(漏水発見の精度が高まる)

技能者による漏水音の特定
(1m四方の精度)

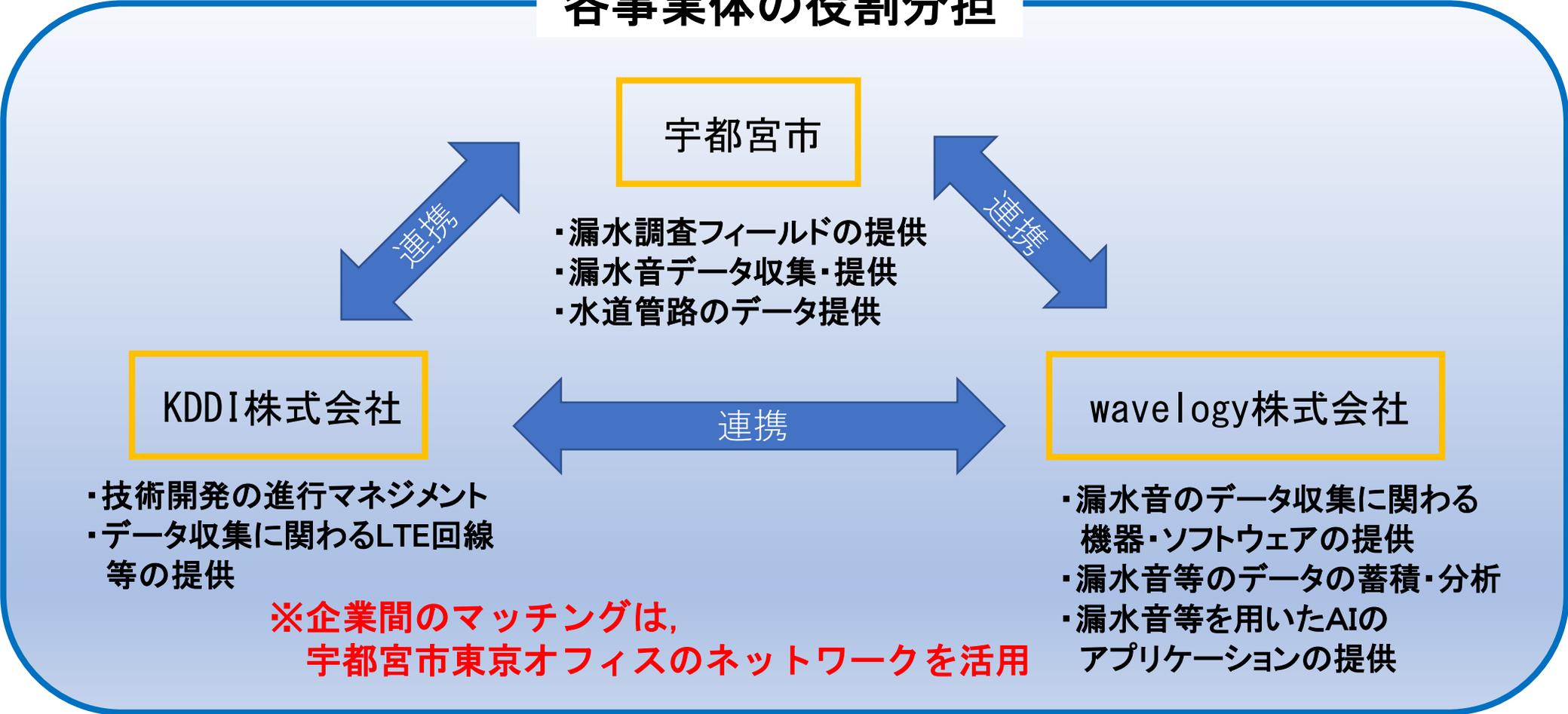
AIによる漏水音の特定
(1m四方の精度)

誰でも効率的に
特定可能な技術へ

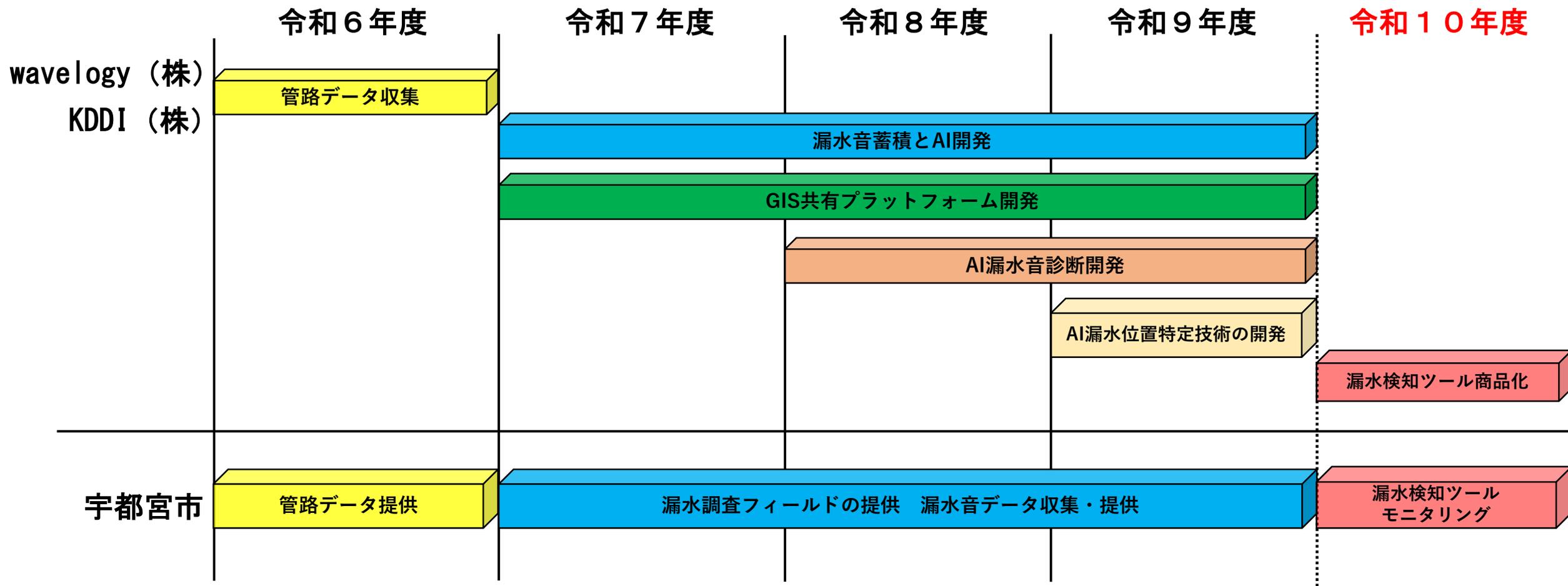
2 事業プロセス

・民間企業が持つノウハウや技術を活用し、各事業者の強みを活かした「共創」により、技術を構築します

各事業者の役割分担



3 工程



- ・ 漏水音データを蓄積することによりA I の精度が向上
- ・ 令和10年度から本市が漏水検知ツールを用いて、漏水調査のモニタリングを実施予定

4 漏水検知ツールのイメージ

誰でも漏水調査可能

プラットフォームの運用により、現場と事務所でリアルタイムに情報を共有し、速やかな現場対応

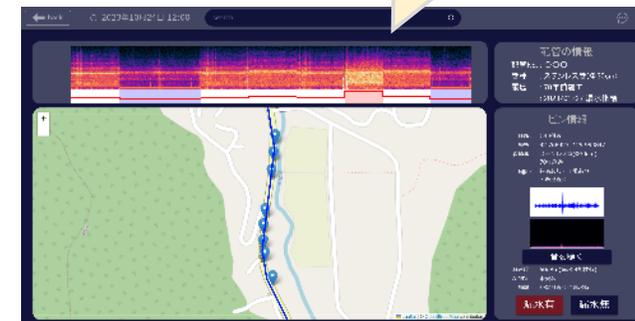
誰でも漏水箇所を特定できる技術



専用デバイスで集音



デバイス内でAI解析・漏水診断



地図情報との即時共有

LTE
回線

災害時にも利用できるエッジAI
によるローカルでの解析と漏水診断

※エッジAI：端末側で解析処理を行う

KDDI（株）
LTE回線を用いて現場から情報を発信

5 今後のスケジュール

令和7年2月28日

漏水検知ツールの開発に関する連携協定の締結

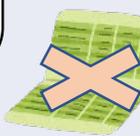
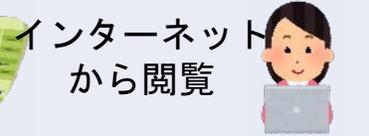
会計事務のDXについて

出納室
理財部 契約課

電子請求・電子契約の導入により、会計事務のDXを実現します！

ペーパーレス化や郵送料・事務負担・移動時間の削減を図り、本市と取引している事業者の皆様の利便性を高めるとともに、本市の更なる業務効率化を図るため、インターネットで請求書を発行でき、紙の請求書作成が不要になる「電子請求」のほか、支払内容の詳細をインターネットで確認できる「支払情報通知サービス」、定期的な支払がある委託契約等を対象に毎回の支払日を20日に統一することで入金管理がしやすくなる「定期支払」を順次開始しており、さらに、インターネットにて契約を締結する「電子契約」の開始も今後予定しております。ぜひ、積極的な利用をお願いいたします。

中核市の中でも先駆的！

	事業者のメリット	本市のメリット	イメージ
(1)電子請求 (令和7年3月)	紙の請求書作成及び郵送業務・移動時間の削減	電子データ処理による事務量削減	 
(2)支払情報通知サービス (令和6年10月)	インターネットで支払内容の詳細を確認可能に	支払件数の集約による振込手数料の削減	 
(3)定期支払 (令和7年5月)	請求書発行業務削減 入金管理がしやすい	支出書類自動作成による事務量削減	 
(4)電子契約 (令和7年10月)	インターネットで作業・提出が可能 収入印紙代の削減	電子データ処理による事務量削減 レスペーパー化の推進	

・15分/件削減見込み
・紙の請求書13,500枚削減
⇒3,375時間の事務量削減

年間支払件数削減見込み
「約3割」
約108,600件
⇒約76,000件

※(4)「電子契約」については、3月定例会に令和7年度当初予算案を提出予定

1 会計事務のDXを実現する取組

(1) 電子請求

① 利用する電子請求サービス

「B to Bプラットフォーム請求書」 

② 対象となる請求先

すべての所属（中央卸売市場及び上下水道局は除く）

③ 運用開始時期

令和7年3月1日から

④ 事業者への周知

令和7年2月 市HPで周知開始（随時利用受付）

5月 説明会開催の案内発送（一定数の取引がある約1,500者を対象）

6月 説明会開催

電子請求サービスのログインに必要な利用ID付与（ハガキ発送）

事業者のメリット

- ・紙の請求書を発行しなくてよい。
 - ・市役所に請求書を持参しなくてよい。
- ➡人件費、郵送費など諸経費の削減

① 「B to Bプラットフォーム請求書」にログインし請求書を作成



②市役所の「〇〇課」に電子請求

1 会計事務のDXを実現する取組

(2) 支払情報通知サービス

令和6年10月から本市からの支払内容の詳細をインターネットで確認することができる「**支払情報通知サービス**」を開始しています。

【宇都宮市支払情報通知サービス利用イメージ】

振込の明細（振込先、振込日、担当課名、金額、請求書番号、摘要等）をWEB上で閲覧できます。

（PDF、CSVのダウンロードも可能）

口座振込通知書

株式会社出納室 宇都宮市
 代表取締役 出納室 〇〇〇〇〇
 (ID 123456)

市会計管理者

下記のとおりに振込手続きを完了し、振込内容にご不明な点がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号
足利銀行	宇都宮市役所支店	普通	9999999

振込日	合計金額
令和6年10月〇日	10,000円

No.	担当課	金額	請求書番号
	摘要		事業者番号
1.	出納室	10,000円	A12345
	〇〇〇〇〇		100000000001
2.		円	

・購入した品名
 ・委託業務の件名 などが新たに確認できるようになりました。

・支払情報配信サイクル

支払情報は、振込10日分ごとに、次の日程で閲覧が可能となります。

各月支払日（振込日）	1日～10日	11日～20日	21日～月末日
各月配信日（閲覧開始日）	11日	21日	翌月1日

※各月配信日が土日祝のときは、翌開庁日となります。

※24か月閲覧が可能

事業者のメリット

・インターネットで支払内容の詳細を閲覧することが可能



1 会計事務のDXを実現する取組

(3) 定期支払

① 制度概要

年間を通じて、毎月又は定期的に支払をする経費について、事業者からの申込みにより、毎回の請求書を提出することなく、指定口座に支払をするもの。令和7年5月支払分から開始。

② 制度の利用要件

- ・支払時期及び支払金額が契約書により確定していること
- ・支払回数が2回以上であること
- ・債務確定後「事後払」で支払うもの

③ 対象経費（例）

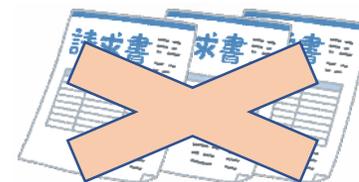
- ・委託料（施設維持管理，清掃業務，警備業務，システム保守 など）
- ・使用料及び賃借料（リース料，システム使用料，土地・建物の賃料 など）

④ 支払日（※従来は各所属により支払日を任意に設定）

毎回20日（20日が市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）に統一

事業者のメリット

- ・毎回の請求書を発行しなくてよい→人件費，郵送費など諸経費の削減
- ・毎回20日に入金日が統一されることで入金管理がしやすい



1 会計事務のDXを実現する取組

(4) 電子契約

① 制度概要

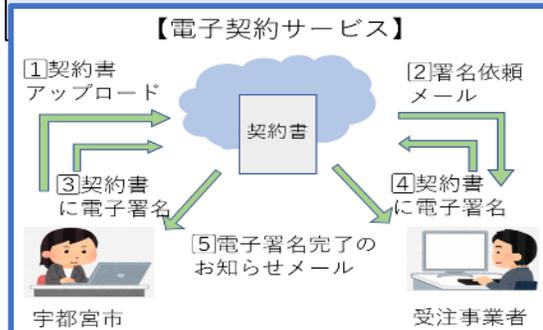
- 紙の契約書に記名押印することに代えて、クラウド上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで締結する契約
- 電子契約サービス事業者が提供するシステムを導入し、電子により契約締結

② メリット

- インターネットに接続できる環境があれば、場所を選ばずに契約締結を行うことができるため、事業者は来庁が不要になり、移動時間の削減や業務の効率化が期待できる。
- 契約書を紙ベースで用意する必要がなくなることから、本市におけるレスペーパー化の推進に寄与することができるとともに、印刷や冊子の作成に係る労力を削減することができる。
- 契約にかかる収入印紙が不要となることから、事業者における費用負担が削減される。

③ 導入時期及び対象契約案件

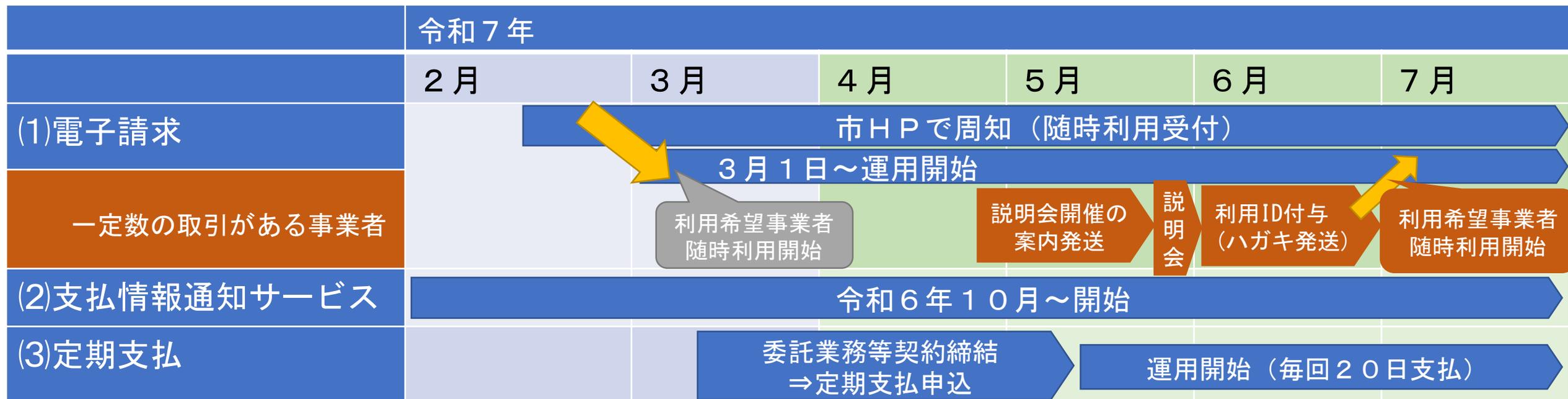
- 令和7年10月～ 建設工事・建設関連業務委託（契約課・上下水道局）※順次拡大予定



落札決定から契約締結までの期間が1週間から1日に短縮可能！
時間も手間もコストも大幅に削減できる。



2 スケジュール



令和6年度 「DX実現に向けた取組事例集」について

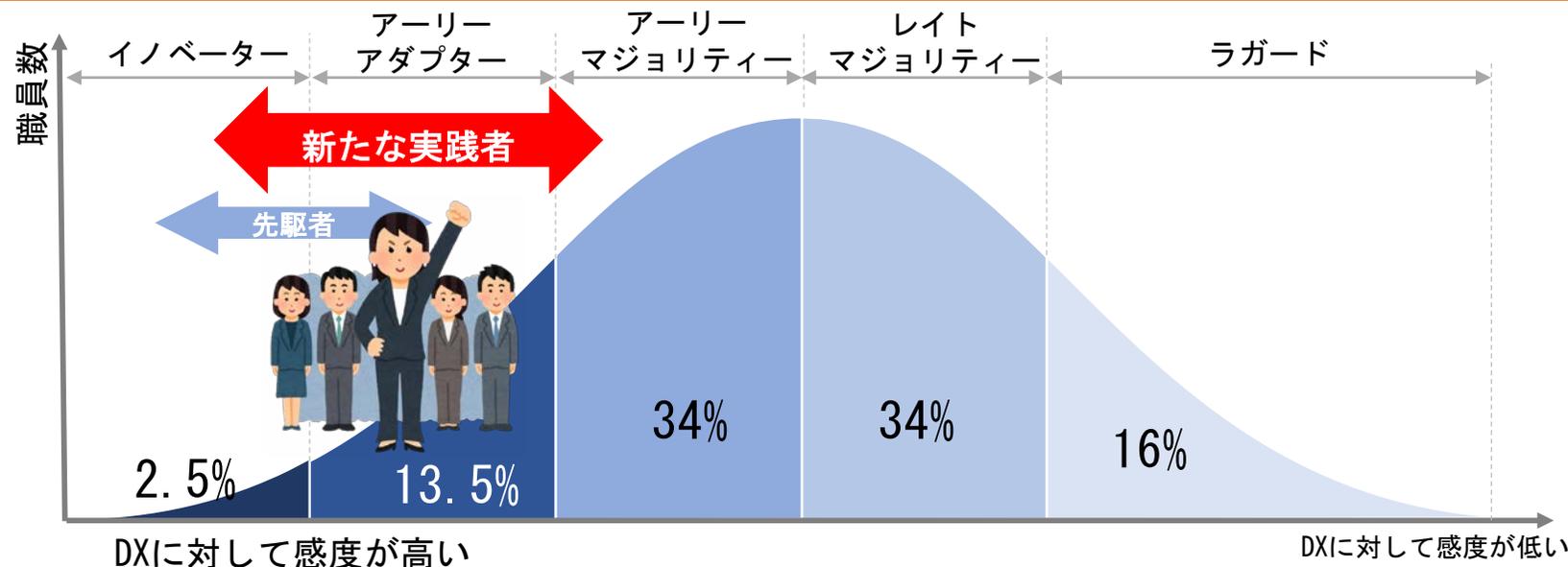
総合政策部 デジタル政策課

DX実現に向け、新たに創出された先導的な取組をまとめました！

本市では令和5年度に庁内の先駆的な取組を「DX実現に向けた取組事例集」としてまとめ、全職員に周知するとともに広く公表してきました。

令和6年度は、伴走支援や研修などを通じて、DXに取り組む実践者が着実に拡大し、新たに横展開できる先導的な取組も創出してきたところです。

より一層の全庁的なDXを推進するため、令和6年度に新たに創出された事例のうち、先導的な取組9件を事例集に追加し、公表します。



『イノベーター理論※』を援用して「DXに対する感度の職員分布」をデジタル政策課にて模式的に作成

※ 1962年にアメリカ・スタンフォード大学の社会学者 エベレット・M・ロジャース教授によって提唱された、新たな商品・サービスなどの市場における普及率を示すマーケティング理論のこと

令和6年度「事例集」の一覧

- 令和6年度「事例集」においても、令和5年度的事例集と同様、宇都宮市DX実現タスクに基づき、以下の4項目ごとに取組をまとめた。（【別紙】令和6年度『DX実現に向けた取組事例集』を参照）

1 電子申請共通システムの取組事例（重点取組事項②：スマート窓口の実現）

- | | | | |
|-----|----------------------------|-------|---------------------|
| (1) | 大学等受験料・模擬試験受験料支援事業事務のデジタル化 | 子ども部 | 子ども政策課 |
| (2) | マネジメントカルテ・自己申告票提出への活用 | 行政経営部 | 人事課 |
| (3) | 給付金事務のオンライン化 | 保健福祉部 | 保健福祉総務課
重点支援給付金班 |

2 ノーコード開発ツール「kintone」の取組事例（重点取組事項⑤：業務のデジタル変革）

- | | | | |
|-----|------------------|----------|-----|
| (4) | おくやみコーナー 各課連携アプリ | 市民まちづくり部 | 市民課 |
|-----|------------------|----------|-----|

3 RPA/AI-OCRの取組事例（重点取組事項⑤：業務のデジタル変革）

- | | | | |
|-----|----------------------|-------|--------|
| (5) | 療育手帳の程度更新に係る入力業務の自動化 | 保健福祉部 | 障がい福祉課 |
|-----|----------------------|-------|--------|

4 その他デジタルツール等活用の取組事例（重点取組事項⑤：業務のデジタル変革ほか）

- | | | | |
|-----|--------------------------|----------|------------|
| (6) | 順番待ちシステムの導入① | 子ども部 | 子ども政策課 |
| (7) | 順番待ちシステムの導入② | 保健福祉部 | 高齢福祉課 |
| (8) | イベント管理システムの導入 | 教育委員会事務局 | 生涯学習課 |
| (9) | クラウドサービスを利用した給付手続きのデジタル化 | 理財部 | 市民税課 調整給付班 |

【参考】事例をいくつかご紹介いたします

2 ノーコード開発ツール「kintone」の取組事例（重点取組事項⑤：業務のデジタル変革）

(4) おくやみコーナー 各課連携アプリ

市民まちづくり部 市民課

Point 26の関係する課などが連携する「おくやみコーナー」の各課照会システムについて、kintoneを活用して内製化することで早期の「おくやみコーナー」の実現に繋がりました。

市民課



【取り組みのきっかけ・背景】

- これまで市民の方はおくやみガイドブックを参考に、必要となる手順を自分で確認して、各課の窓口に行き、一つ一つ手続する必要があったことから、ご遺族の方の負担が大きいことが課題でした。

【取り組みによる変化、効果】

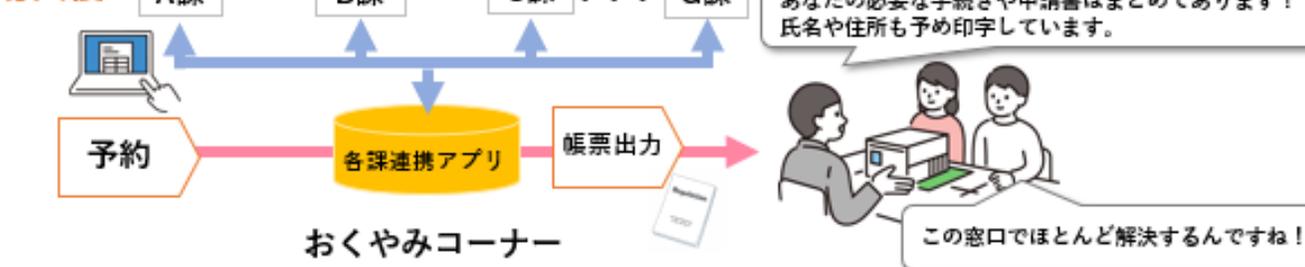
- インターネットによる予約が可能となり、ご遺族の方の待ち時間を短縮することができました。また、予約情報をもとに、庁内横断的に関係課と連携を図り、必要な手続きを一つの窓口で整理し、案内等を行うことで、手続き漏れの防止にも繋がりました。

【導入前後の比較】

導入前



導入後



➤ おくやみに関する手続を有する関係課への確認にkintoneを活用することで、市民の手続に係る負担を軽減！

【参考】事例をいくつかご紹介いたします

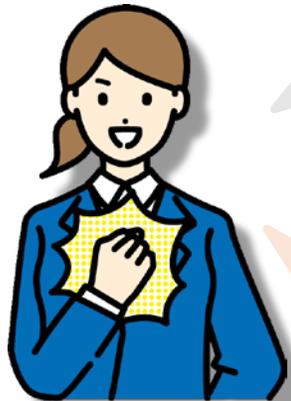
4 その他デジタルツール等活用の取組事例（重点取組事項⑤：業務のデジタル変革ほか）

(8) イベント管理システムの導入

教育委員会事務局 生涯学習課

Point 「二十歳を祝う成人のつどい」の受付・来場者管理を完全デジタル化！
受付員と式典参加者の双方の負担を大幅に削減！

生涯学習課



【取り組みのきっかけ・背景】

- 式典参加者数の把握・管理にあたっては、式典会場ごとに受領したはがきを手集計後、その結果を電話で報告を受け、とりまとめておりました。

【取り組みによる変化，効果】

- イベント管理システムを活用したことで、受付員の方からは「これまでの受付に比べて大変スムーズになった」、「集計・報告する必要がないので楽」といった声がたくさんありました！

Check !

本システムを令和7年度から全庁的に展開します！

※令和7年3月に「職員向け操作研修」を実施予定



【イベント管理システムとは？】

- イベント管理システムは、イベントにおける事前の参加申し込みから当日の受付・来場者管理をワンストップで処理することで、イベント運営における業務効率化を図るシステムです。

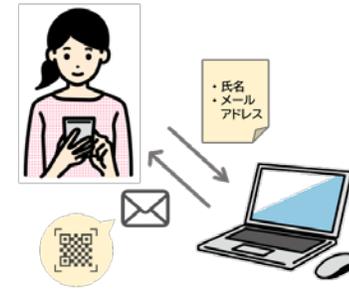
告知ページ及び申し込みフォームの作成

申し込み受付

当日受付及び来場者数等の管理



手順に従って、必要な項目を入力するだけで簡単作成！



申込者に対して、自動で入場用のQRコードを発行し、メール送信！



イベント当日はタブレット端末などで、入場用のQRコードを読み取るだけ！

井出CDXO補佐官からのコメント



- 様々なDXの取組みに挑戦して、成果が一つ一つ確実にでていきます。まさにDXは、「人々の生活を豊かにしていく」ための取組みです。
- DXには積み重ねが重要で、これからは、DXの定常軌道化が重要と考えます。そのために、取組みを体系的にまとめている本事例を活用してください。
- ぜひ、変わらないで苦しむより、変わる苦しみを選択し、本事例をもとに、DXの取組みを加速、拡大し、成果を得ましょう。

細谷・上戸祭地区における 地域内交通の実証運行について

総合政策部 交通政策課

細谷・上戸祭地区において新たな運行方式による地域内交通の実証運行を開始！

地域住民の日常生活の移動手段を確保するため、令和7年3月3日より、細谷・上戸祭地区において、県内初となる「停留所設置型予約運行方式」による地域内交通（愛称：細谷・上戸みらい号）の本格導入に向けた実証運行を実施します。

この実証運行を通して、新たな運行方式の有用性を確認するとともに、市街地部における地域内交通導入のモデルケースのひとつとすることにより、地域内交通導入の加速化を図っていきます。

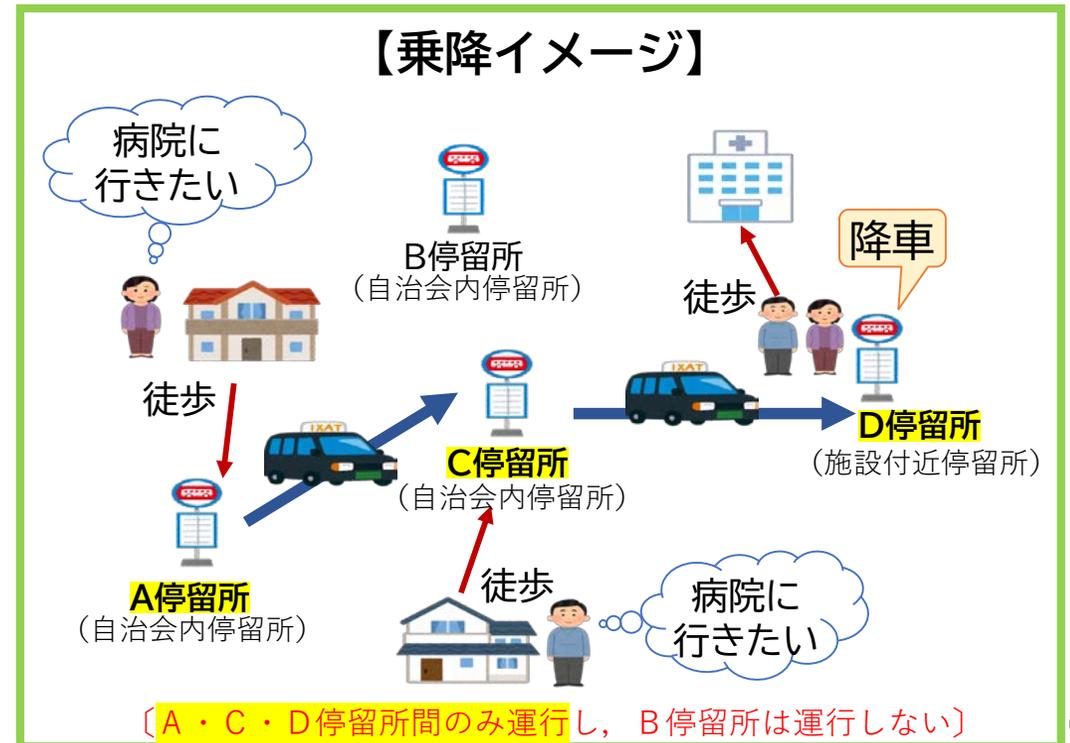
細谷・上戸祭地区の導入により、市街地部においては、石井地区、明保地区に次ぐ3例目となり、本市の地域内交通は「16地区19路線」に拡大します。

1 「停留所設置型予約運行方式」導入の背景

- ・細谷・上戸祭地区は住宅が密集しており、多くの利用者を運ぶことができる「定時定路方式」が適しているが、狭隘な道路が多く、地域住民が居住するエリアをカバーするために迂回が必要となり、効率的な運行が困難

- ・既存公共交通（バス・タクシー）と連携した仕組みの構築が必要

⇒ 地区内に停留所を細やかに設置し、小型車両（UDタクシー）により、ルートを固定せず、予約に応じて、狭隘な道路などを避けながら効率的に運行ができる「停留所設置型予約運行方式」による導入を決定



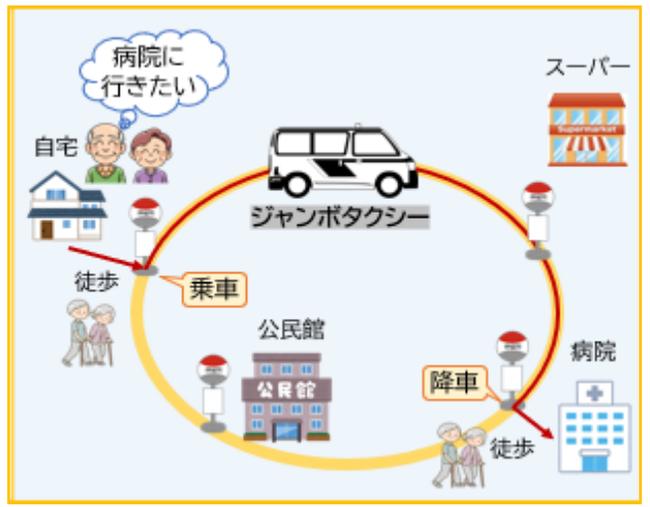
細谷・上戸祭地区における地域内交通の実証運行について

【参考：本市における地域内交通の運行方式について】

定時定路方式

【概要】
 ・自宅や目的施設（病院、スーパー等）付近に**停留所を設置し、決められたルートと時間で運行**

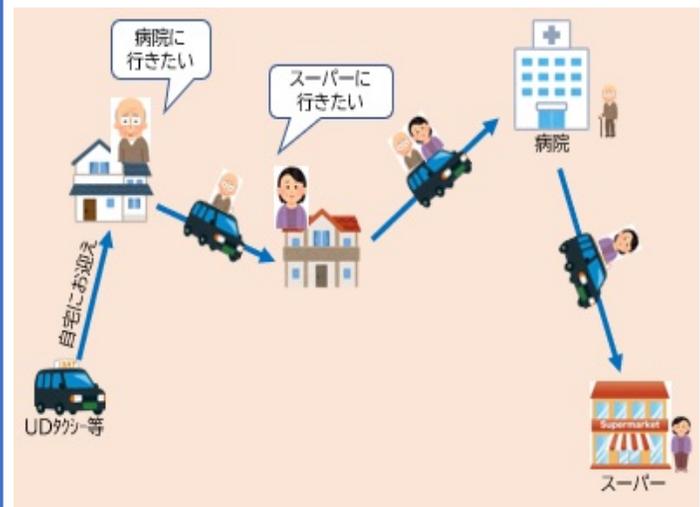
【特徴】
 ・**停留所まで歩き、乗り合うことで、多くの利用者を運ぶことができるため、住宅が密集する地域に適した運行形態**
 ・決められたルートと時間で運行するため、時間どおりに目的地に到着



デマンド方式

【概要】
 ・自宅と目的地（病院、スーパー等）を**ドア・ツー・ドアで予約に応じて運行**

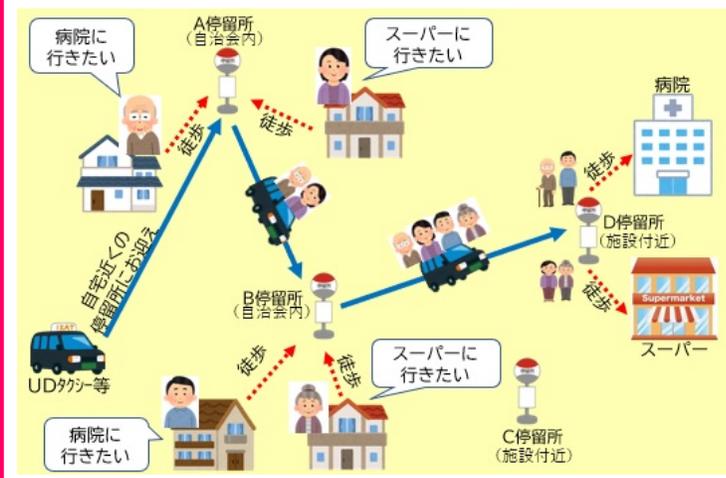
【特徴】
 ・停留所から乗り合うことが難しい、**住宅や目的施設が点在する地域などにおける少人数の輸送に適した運行形態**
 ・予約に応じて運行するため、時間に余裕を持った利用が必要



停留所設置型予約運行方式

【概要】
 ・自宅や目的施設（病院、スーパー等）付近に**停留所を設置し、ルートを固定せず、予約に応じて運行**

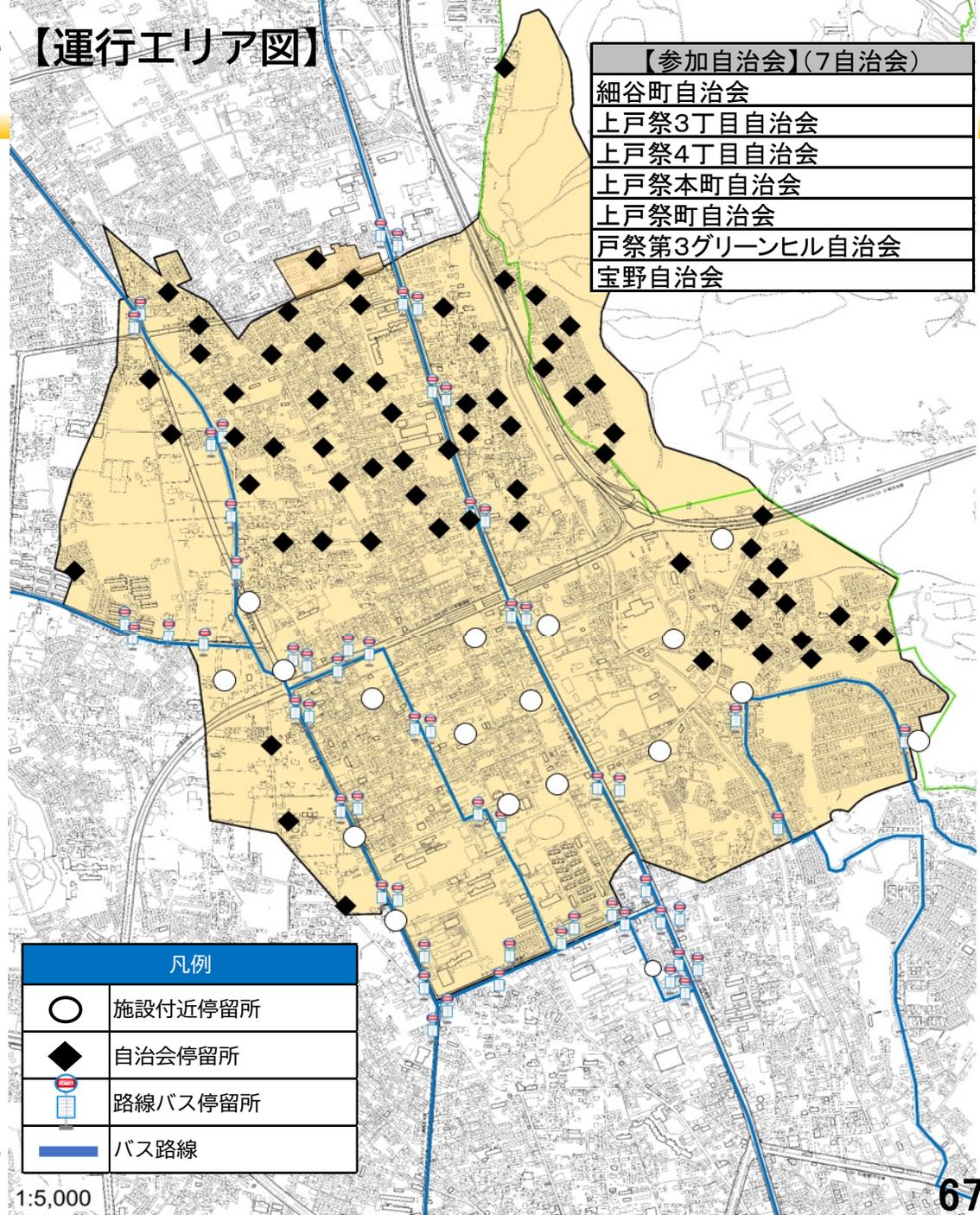
【特徴】
 ・停留所まで歩き、乗り合うことで、多くの利用者を運ぶことができるため、**住宅が密集する地域に適した運行形態**
 ・**ルートを固定せず、予約に応じて、地区内に細やかに設置した停留所間を柔軟に運行することが可能**（時間に余裕を持った利用が必要）



〔A・B・D停留所間のみ運行し、C停留所は運行しない〕

細谷・上戸祭地区における地域内交通の実証運行について【運行エリア図】

【参加自治会】(7自治会)
細谷町自治会
上戸祭3丁目自治会
上戸祭4丁目自治会
上戸祭本町自治会
上戸祭町自治会
戸祭第3グリーンヒル自治会
宝野自治会



凡例	
○	施設付近停留所
◆	自治会停留所
🚏	路線バス停留所
—	バス路線

1:5,000

2 実証運行の内容

(1) 実施期間

令和7年3月3日から令和8年3月2日まで（予定）

(2) 運営主体

細谷・上戸祭地域内交通運営委員会 委員長 白川 潔
 （細谷・上戸祭地区の7自治会で構成）

(3) 利用対象者

地区内の7つの自治会エリアに在住する利用登録者

(4) 運行概要

① 運行ルート

自治会内に設置する停留所（66か所、概ね自宅から150m以内）と、細谷・上戸祭地区等における主要な商業施設や医療施設等の停留所間（18か所）を運行
 ※デジタル技術を活用した予約配車システムで最適な運行ルートを選定

② 運行日・便数・運賃

月曜日～土曜日（日・祝日、年末年始を除く）
 1日10便（午前8時から午後5時まで）
 1回300円（小学生・障がい者150円）

③ 運行車両

ユニバーサルデザインタクシー車両1台（乗車定員4名）

④ 予約方法

電話またはウェブ
 ※午前8時，午前9時，午前10時発の便は，運行日前日の午後5時まで，
 午前11時発以降の便は，出発する便の2時間前までに予約

3 路線愛称

『細谷・上戸みらい号』

細谷小学校及び上戸祭小学校の児童への公募により決定、同地区にとって、明るい未来につながる便利な乗り物になってほしいという子どもたちの願いが込められている。

4 路線バスとの連携

- ・ 利用登録時に「おでさぽ70」を提示すると地域内交通の無料乗車券（1回分）を進呈
 - ・ 細谷車庫に停留所を設置し、路線バスへの乗継による地区外移動を促進
- ※「おでさぽ70」：関東自動車とJRバス関東の県内の路線バス全線が乗り放題となる70歳以上の方限定の定期券

5 今後の取組

「停留所設置型予約運行方式」が細谷・上戸祭地区の地域特性に適した運行方法であることを確認し、細谷・上戸祭地区内のその他の自治会も含めた本格運行への移行を図るとともに、本取組を市街地部におけるモデルケースのひとつとして、地域内交通の導入促進につなげていく。

『運行開始式』の開催について

- 日時：令和7年3月3日（月）
午前10時から
- 場所：細谷・上戸祭地域コミュニティセンター
（宇都宮市細谷1丁目4-38）
- 内容：市長等によるテープカット
試乗などを予定

ふるさと納税を活用した 災害代理寄附の導入について

魅力創造部 都市ブランド戦略課
行政経営部 危機管理課

被災した自治体に代わり，ふるさと納税を通じて 災害支援寄附を受け付ける「災害代理寄附」を導入します。

本市では，発災時において，被災していない自治体が被災自治体に代わり，ふるさと納税を通じた災害支援寄附を受け付け，被災自治体へ届ける「災害代理寄附」を導入します。

災害発生時，ふるさと納税を活用した自治体間による「共助」の仕組みを構築し，速やかな被災自治体への災害支援に取り組んでまいります。

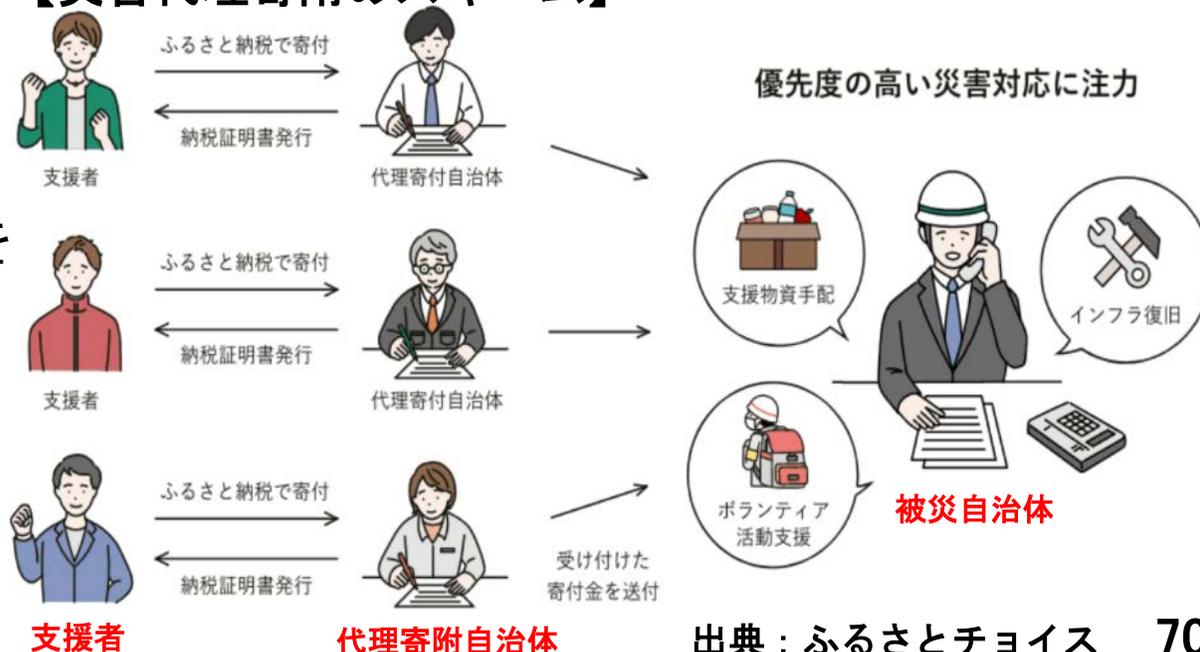
1 災害代理寄附の概要

- 被災自治体が優先度の高い災害対応に注力できるように，寄附に関連して発生する受領証明書の発送等※1の業務負担を軽減するもの
- 被災していない自治体が受け入れた寄附金※2を被災自治体へ速やかに届け，必要な復興に活用いただくもの

※1 返礼品は送付しない

※2 受領証明書の発送などに要した費用を除く

【災害代理寄附のスキーム】



2 災害代理寄附の実施について

(1) 実施基準

- ① 広範囲に及ぶ自然災害であること
- ② 災害救助法が適用されていること

(2) 対象とする自治体

- ① 「災害時における相互応援に関する協定」を締結している自治体
 - ▶ うるま市，海老名市，渋谷区，川口市，郡山市
 - ※ 友好都市である「うるま市」とは，代理寄附の相互実施に係る合意書を令和7年2月20日付けで締結
 - ※ その他の自治体についても合意書の締結に向け調整中
- ② 国による「対口支援方式※」において，栃木県が支援を行うこととした自治体 ^{たいこう} など

※ 被災した自治体のパートナーとして，特定の自治体を割り当てて復興の支援を行う方式

発災時，速やかに市ホームページから災害支援サイトを通じた被災地への寄附を募ります！

【サイト掲載イメージ】

<p>令和6年能登半島地震 </p> <p>石川県庁</p> <p>代理：茨城県大洗町</p> <p>【支援寄附金受付】</p>	<p>令和6年能登半島地震 </p> <p>石川県庁</p> <p>代理：茨城県境町</p> <p>【支援寄附金受付】</p>
<p>令和6年能登半島地震</p> <p>📍 石川県</p> <p>🤝 代理：茨城県大洗町</p> <p>34,981,437円 1,227件</p> <p>📧 📧 📧</p> <p>1月1日に発生した能登半島地震により、石川県内で甚大な被害が発生しています。令和6年1月…</p>	<p>令和6年能登半島地震</p> <p>📍 石川県</p> <p>🤝 代理：茨城県境町</p> <p>123,925,098円 5,444件</p> <p>📧 📧 📧</p> <p>1月1日に発生した能登半島地震により、石川県内で甚大な被害が発生しています。令和6年1月…</p>

景観形成重点地区等（鬼怒通り駅東地区）の 指定について

都市整備部 景観みどり課

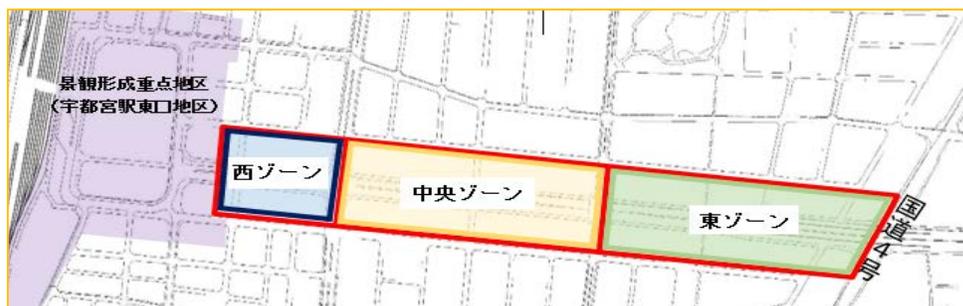
ライトラインと沿線のまちなみが調和した良好な景観を保全・創出します！

本市では、地域特性に応じたきめ細かな景観形成を進めており、JR宇都宮駅東口から国道4号までの「鬼怒通り駅東地区」について、宇都宮市景観計画に基づく景観形成重点地区等に指定します。

これにより、新たなまちの魅力であるライトラインと沿線のまちなみが調和した良好な景観を保全・創出し、賑わいや潤いを感じる都心景観を形成してまいります。

1 景観形成重点地区等（鬼怒通り駅東地区）の概要 別紙参照

(1) 対象区域



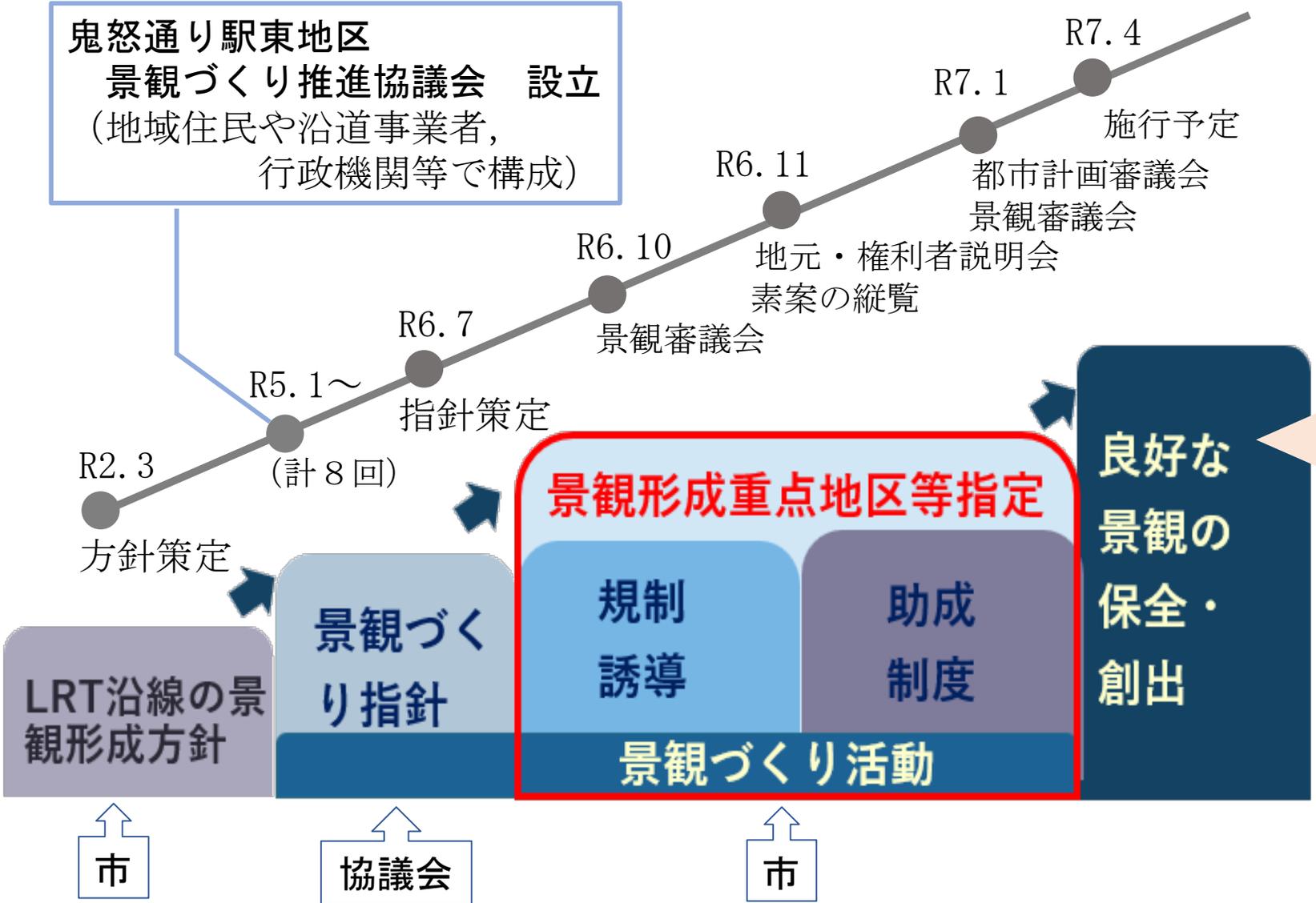
(2) 主な特徴

- まちなみの特徴に応じて鬼怒通りを **3つの区間(ゾーン)に分け**、一部の項目に個別の基準を設定
- 鬼怒通り沿いの **中高層建築物に壁面位置の基準を設け**、ライトライン沿線としての秩序あるまちなみを保全・創出
- **1階部分の開放的な造りや敷地内の緑化に基準を設け**、ライトライン利用者や歩行者がまちの賑わいや潤いを感じられる景観を創出
- **屋上広告物や中高層階への壁面広告物に表示等の基準を設け**、秩序あるまちなみを形成



景観形成重点地区等（鬼怒通り駅東地区）の指定について

2 取組状況



【地区指定による効果】

- 本市の玄関口であり、先行して景観形成重点地区等に指定したJR宇都宮駅東口地区からの連続性に配慮した景観形成が図られる。
- 建築物・工作物や屋外広告物をきめ細かく誘導することにより、調和や賑わいが感じられるライトライン沿線のまちなみが保全・創出される。



景観形成重点地区等（鬼怒通り駅東地区）の指定について

3 今後のスケジュール

令和7年 2月 告示（景観形成重点地区の指定）

宇都宮市景観条例一部改正案（届出対象の適用除外に関する事項）の議会提案

4月 施行予定（景観形成重点地区の指定に伴う景観計画，景観条例）

4 周知方法

- 地域住民や権利者への「景観づくり通信」の配布
- 関係団体への情報提供
- 広報紙，市ホームページ等への掲載

景観形成重点地区等（鬼怒通り駅東地区）の指定について

【参考】景観形成重点地区等について

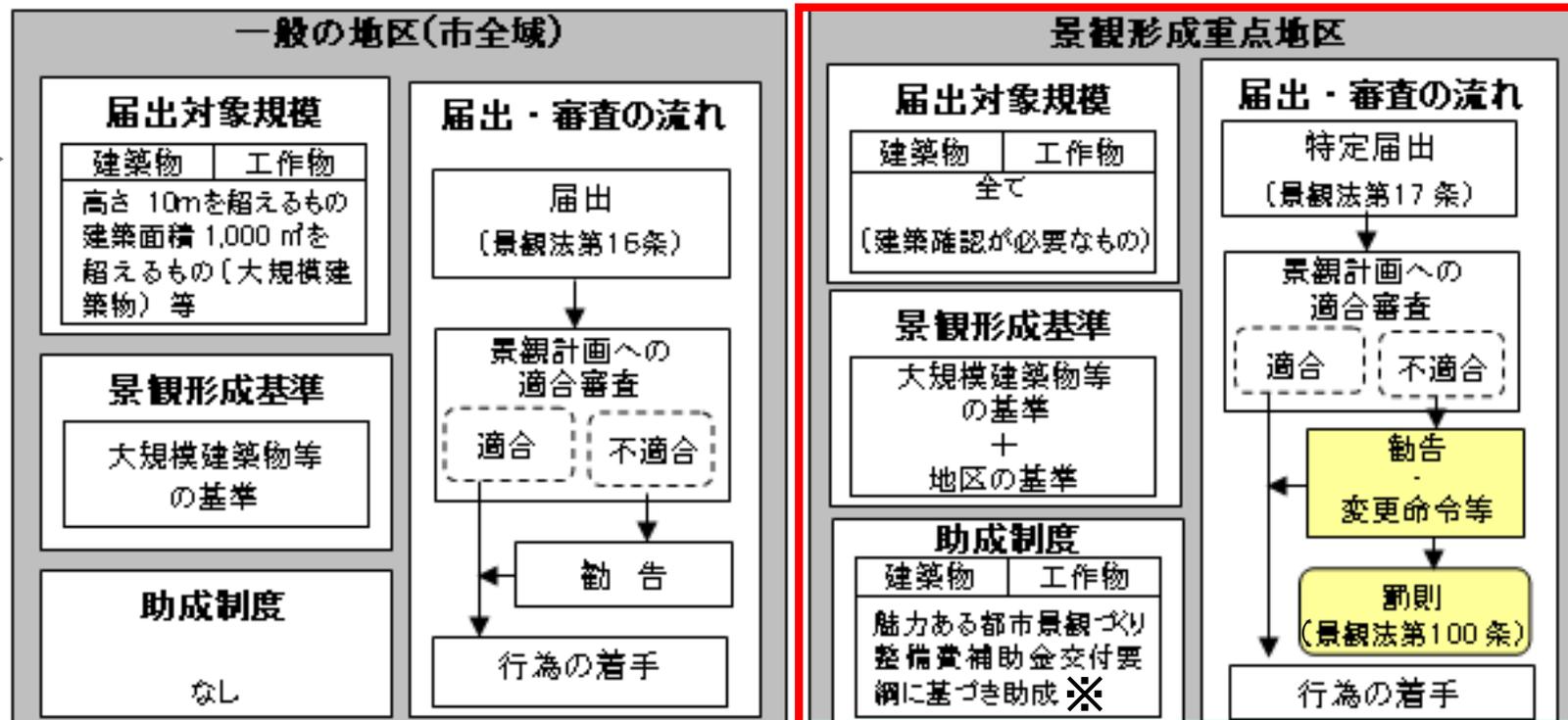
- (1) **景観形成重点地区**：建築物・工作物を対象に独自の基準（色彩・形態・意匠・緑化などのルール）を定め、景観形成を図る地区指定制度
- (2) **広告物景観形成地区**：屋外広告物を対象に地区独自の基準（色彩・面積・高さなどのルール）を定め、景観形成を図る地区指定制度

(3) 指定状況

宇都宮駅東口地区，大通り地区，白沢地区，雀宮駅周辺地区，岡本駅周辺地区，大谷地区

(4) 一般の地区（市全域）と景観形成重点地区の制度概要

※「魅力ある都市景観づくり整備費補助金」：景観形成基準に適合させる既存の建築物・工作物，屋外広告物の改修工事に対する費用の一部を助成（補助率 2 / 3）



*一定規模を超える建築物等は、適合審査に加え景観事前協議制度により良好な景観への誘導を実施

「うつのみや グリーンマルシェ」 の開催について

経済部 農林生産流通課

グリーン農業の理解促進に向けた 「うつのみや グリーンマルシェ」を開催します！

本市では、グリーン農業[※]の推進に向けて、「生産段階」と「流通・消費段階」の2つの段階に分けて各種取組を展開しております。

今回は、「流通・消費段階」の取組として、市民の皆様グリーン農業の重要性や新たな価値をより深く理解していただくために、生産者や小売事業者（うつのみや地産地消推進店）などと連携し、実際にグリーン農業により生産された「グリーン農産物」を生産者と交流しながら直接購入・飲食できるイベントを初開催します。

ぜひ、多くの皆様のご来場をお待ちしております。



※ グリーン農業とは

環境と調和のとれた持続可能な農業生産の実現に向けて、「環境負荷の低減」と「収益性の向上」を両立する農業生産に取り組む農業

【取組例】化学肥料・農薬の使用量削減（有機農業含む）、生分解性マルチ等を活用した環境負荷低減型農業など

1 「うつのみや グリーンマルシェ」開催概要

(1) 開催日時

令和7年3月9日（日） 10:00～15:00

(2) 会場

宮みらいライトヒル 2階交流広場

(3) 主催

宇都宮市地産地消推進会議

(4) 出店者（予定） 詳細は【出店者一覧】参照

グリーン農業に携わる生産者や小売事業者など16団体

- ・ みどり認定（環境負荷低減型農業を実践）
- ・ 特別栽培（化学肥料・農薬を5割以上削減）
- ・ 有機栽培



「うつのみや グリーンマルシェ」の開催について

2 「うつのみや グリーンマルシェ」取組内容

(1) 興味・関心を持ってもらう仕掛けづくり

より多くの市民が親しみやすいコンセプトやデザインにより、「グリーン農業」に対して親しみをもってもらうためのPRを実施

(2) 重要性や新たな価値を学ぶ機会づくり

- ・ 市民がわかりやすく学べる機会をつくるため、グリーン農業の概要などのPRパネルを設置
- ・ お子様を対象としたヨークベニマル宇都宮テラス店の売場・バックルーム探検ツアーの実施

ヨークベニマル宇都宮テラス店バックルーム探検ツアーの開催内容（予定）

- ・ 内容 実際に地場産農産物を販売している売場や店舗バックルームを見学しながら、グリーン農業に関する活動を紹介
- ・ 開催時間 10:00～, 11:00～, 13:00～, 14:00～
(各回30分間程度)
- ・ 受入組数 各回先着10組程度限定

(3) 手に取りやすい環境づくり

- ・ グリーン農業に携わる生産者・小売事業者が一同に会し、様々なグリーン農産物を販売
- ・ ピクルスなどの加工品や「グリーン×グリーンカレー」等の飲食物・惣菜の販売
- ・ グリーン農産物の試食会（米・いちご・アスパラガス（数量限定））

(4) 持続可能な営農を支援していくファンづくり

- ・ グリーン農業の取組の一環として行っている生産者のこだわり・想いをPRパネルとして設置
- ・ 生産者と交流しながら直接購入できる機会の創出



3 その他(マルシェ開催に当たっての環境に配慮した取組)

(1) 「みやエコ・アクション・ポイント」のチェックポイントとして設定

(2) 「みやクレジット」の購入によるカーボンオフセットを実施(宇都宮市地産地消推進会議が費用負担)

- ・ イベント会場で使用する電気使用量に伴う二酸化炭素排出量のカーボンオフセット
- ・ カーボンオフセット付き商品の販売※

※ 農産物等を生産・流通する際に発生する二酸化炭素等をオフセットした商品です。
今回は、農産物を会場まで配送する際に発生した二酸化炭素を対象にオフセットします。
消費者は、商品を購入することで二酸化炭素削減活動に貢献できます。

「うつのみや グリーンマルシェ」の開催について

【出店者一覧】

(カテゴリー別 五十音順)

No.	カテゴリー	出店者	販売商品等
1	生産者	苺園 愛果	いちご
2	〃	UTSUNOMIYA BASE	多品目野菜, ピクルス
3	〃	絹島グラベル	トマト, パプリカ等
4	〃	紅ファーム	いちご
5	〃	黒崎農園	米
6	〃	JAうつのみやイチゴ専門部宇都宮支部青年部	いちご
7	〃	JAうつのみやグリーンアスパラガス専門部	アスパラガス
8	〃	タケおじさんの畑	多品目野菜
9	〃	株式会社ながや農園	米
10	〃	新里ねぎ生産組合	新里ねぎ等
11	〃	Hikari農園	米等
12	〃	Hinoe Winery	しいたけ等
13	〃	株式会社山口果樹園	6次産業化商品
14	小売事業者	農産直売所あぜみち	グリーン×グリーンカレー等の惣菜など
15	〃	株式会社ヨークベニマル	売場・バックルーム探検ツアーの実施
16	〃	LaLa Caf' e ララ・カフェ本店	有機野菜等を使用した惣菜など